

平成 24 年第 6 回ニセコ町議会定例会 第 2 号

平成 24 年 6 月 25 日(月曜日)

○議事日程

1 会議録署名議員の指名

2 諸般の報告

3 陳情第 1 号

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高

校づくりの実現を求める意見書の採択を求める陳情について

(総務常任委員会報告)

4 陳情第 2 号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、30 人以下学級の実現をめざ

す教職員定数改善、就学保障充実など、2013 年度国家予算編成における教育予算

確保・拡充に向けた意見書の採択を求める陳情について (総務常任委員会報告)

5 一般質問

6 議案第 1 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

7 議案第 2 号 指定管理者の指定について(ニセコ町アンヌプリ森林公園)

8 議案第 3 号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画書の一部変更について

9 議案第 4 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について

10 議案第 5 号 住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

11 議案第 6 号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

12 議案第 7 号 町税条例の一部を改正する条例

13 議案第 8 号 ニセコ町たびいく推進委員会設置条例

14 議案第 9 号 ニセコ町公民館設置条例を廃止する等の条例

15 議案第 10 号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例

16 議案第 11 号 平成 24 年度ニセコ町一般会計補正予算

17 議案第 12 号 平成 24 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算

18 議案第 13 号 平成 24 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算

19 議案第 14 号 平成 24 年度ニセコ町一般会計補正予算(追加)

20 意見案第 1 号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

(ニセコ町議会議員 小原久志外 3 名)

21 議員派遣の件について

22 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

23 意見案第 2 号

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高

校づくりの実現を求める意見書の採択を求める陳情について

(ニセコ町議会議員 青羽雄士外 4 名)

24 意見案第 3 号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、30 人以下学級の実現をめざ

す教職員定数改善、就学保障充実など、2013 年度国家予算編成における教育予算

確保・拡充に向けた意見書の採択を求める陳情について

(ニセコ町議会議員 青羽雄士外 4 名)

○出席議員(9 名)

1 番 鎌田 克己

2 番 齊藤うめ子

4 番 渡辺 富雄

5 番 三谷 典久

6 番 青羽 雄士

7 番 竹内 正貴

8 番 成瀬 勝弘

9 番 猪狩 一郎

10 番 高橋 守

○欠席議員(1 名) 3 番 小原 久志

○出席説明員

町長	片山 健也	
副町長	北澤 剛	
総務課長	加藤 紀孝	
会計管理者・出納室長		-
企画環境課長	千葉 敬貴	
税務課長	林 知己	
町民生活課長	中塚 寿昌	
保険福祉課長	高瀬 達矢	
農政課長兼農業委員会事務局長		吉村 伸朗
商工観光課長	山本 契太	
建設課長兼上下水道課長		藤田 明彦
建設課参事	黒瀧 敏雄	
総務係長	佐藤 英征	
財政係長	中川 博視	
監査委員	斎藤 隆夫	
教育委員長	南 厚志	
教育長	篠原 正男	
学校教育課長	横山 俊幸	
町民学習課長	折内 光洋	
学校給食センター長		細川 重巳
幼児センター長	高田 生二	
農業委員会会長		-

○出席事務局職員

事務局長 大野 道雄
書記 中野 秀美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(高橋 守君) ただいまの出席議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(高橋 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において5番、三谷典久君、6番、青羽雄士君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長(高橋 守君) 日程第2、この際諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、北澤剛君、総務課長、加藤紀孝君、企画環境課長、千葉敬貴君、税務課長、林知己君、町民生活課長、中塚寿昌君、保健福祉課長、高瀬達矢君、農政課長兼農業委員会事務局長、吉村伸朗君、商工観光課長、山本契太君、建設課長兼上下水道課長、藤田明彦君、建設課参事、黒瀧敏雄君、総務係長、佐藤英征君、財政係長、中川博視君、監査委員、斎藤隆夫君、教育委員長、南厚志君、教育長、篠原正男君、学校教育課長、横山俊幸君、町民学習課長、折内光洋君、幼児センター長、高田生二君、学校給食センター長、細川重巳君、以上の諸君であります。

次に、小原久志議員から母の葬儀のため本日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。謹んでここにご母堂様のご冥福を心からお祈り申し上げます。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 陳情第1号から日程第4 陳情第2号

○議長(高橋 守君) この際、日程第3、陳情第1号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める陳情についての件、日程第4、陳情第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める陳情についての件2件を一括議題といたします。

本件に関して、委員長の報告を求めます。

青羽総務常任委員長。

○総務常任委員長(青羽雄士君) 去る6月20日の本会議において当委員会に付託されました陳情第1号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める陳情についての件、陳情第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、

2013 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める陳情についての件2件については、6月20日、全委員出席のもとに総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、その願意を妥当と認め、別紙報告書のとおり採択すべきものと決しましたので、報告いたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 報告が終わりました。

これより陳情第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第1号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の採択を求める陳情についての件を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

これより陳情第2号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより陳情第2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の採択を求める陳情についての件を採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

◎日程第5 一般質問

○議長(高橋 守君) 日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

齊藤うめ子君。

○2番(齊藤うめ子君) おはようございます。2番、齊藤うめ子です。通告に従いまして、一般質問を6件行わせていただきます。

第1件目、放射能測定と節電等について、原発に関連する質問を5点町長に伺います。1、放射能測定器について、(1)、消費者庁から貸与される検査機の機種、値段、設置場所、測定者、測定対象について伺います。

(2)、新たに購入予定の放射線測定器、2台で予算69万円の機種とそれを選定する理由、用途について伺います。

2点目、節電について。国や北電が掲げる7%の節電目標に対し、町として数値目標を設定し、取り組み体制を検討しているか。

3番目、新エネルギーの地産地消の可能性について、現在の進捗状況を伺います。

4点目、ニセコ町内には王子第1発電所と第2発電所がありますが、町がこの水力発電所から電力を購入する考えはありますか。

5点目、脱原発をめざす首長会議が4月に設立されましたが、町長はこの会議をどのように評価しており、また参加する意思はございますか。

まず、1件目、以上です。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) おはようございます。ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の放射能測定器について。消費者庁から町へ貸与される機器は簡易型ガンマ線スペクトロメータ1台で、値段は300万円程度の機器でございます。この機器は、食品中の放射性セシウムの測定が可能です。設置場所、測定者などは現在教育委員会と検討中でございます。測定対象は、各学校と幼児センターの給食の食材を予定しており、機器は10月末までに配置される予定でございます。

また、町で購入する機器はGMサーベイメータで、対象物の表面から発する放射線を計測する簡易型の測定器でございます。これを2台購入し、スペクトロメータとあわせ給食食材の測定に利用することとして、教育委員会へ貸し出す予定としております。

次に、2点目の節電についてでございますが、行政報告でも概要をご説明申し上げておりますが、北海道においては平成22年と比較して7%以上の削減を目標とするよう国からの要請があり、町は事業所として節電の取り組み計画を策定中でございます。節電対象期間は7月2日から9月28日までですが、特に7月23日から9月7日までの9時から20時、9月10日から9月14日までの17時から20時については電力使用量7%以上の削減が求められております。具体的な計画内容としては、照明設備、パソコンなど事務機器の電源を小まめに切るなどの内容が中心となりますが、6月中に節電計画を策定し、各担当課ごとの目標に向けて取り組みを進めることとしております。また、町民の皆様に対しましては、広報ニセコ7月号に節電の取り組みについて掲載し、協力をお願いすることといたしております。

次に、3点目の新エネルギーについてでございますが、町では平成22、23年度に緑の分権改革推進事業を活用し、ニセコ町内の再生可能エネルギーの賦存量、町内エネルギー需要量の調査を行ったほか、ニセコリゾート地区グリーンイノベーション推進事業によりアンヌプリ地区と東山地区を中心にスマートコミュニティー化を検討し、再生可能エネルギーの導入や地区でのエネルギー管理のあり方を調査しております。今後は、再生可能エネルギーの地産地消に向けた取り組みの強化やリゾート地区事業者の再生可能エネルギーの導入について働きかけてまいりたいと考えております。現在の取り組みとしては、町外資本による開発や地域が事業主体となって地域内でお金を循環する仕組みの実現に向けた検討を行っています。これは、JST、このJSTというのは独立行政法人科学技術振興機構と

いう組織であります、の支援を受けて行っている再生可能エネルギー戦略会議、それから環境省の支援を受けて行っているNPO法人グリーンファンドと石狩市、ニセコ町の3者で連携して進めております地域主導型再生可能エネルギー事業化検討業務などであわせて検討を進めている状況でございます。エネルギーの地産地消だけではなく、地域が地域資源を活用し、電力を売る側となることで経済的にも持続可能な状態になることを目指して現在検討しているところでございます。

次に、4点目の電力の購入について。王子製紙では、ニセコ町内で発電している電力を特定規模電気事業者、通称PPSと略して言われておりますが、このPPSを経由して東京方面に販売しているというふうになっております。現段階での購入は難しいと思っておりますが、王子製紙に対しましては今後会社としてどのような方針かをお伺いしてみたいというふうに考えております。

次に、5番目の脱原発をめざす首長会議についてでございますが、その首長としての活動については高く評価をしておりますが、現在のところ参加する意思はありません。

以上、回答させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(高橋 守君) 齊藤議員。

○2番(齊藤うめ子君) 1点目の放射能測定器ですけれども、概要を今説明してくださって、まだ来ていないので、こういう消費者庁のは大体300万円以上ということで、ちょっと聞き漏らしたこともあるかもしれませんが、機種とか、そこまでははっきりはしていないのでしたか。ごめんなさい。ちょっともう一度お願いします。ちょっと聞き落としたかなと思っております。

○議長(高橋 守君) 商工観光課長。

○商工観光課長(山本契太君) 消費者庁、消費生活の絡みがあるもので、商工観光課を通じて手挙げをしているものですから、私のほうからお答えをさせていただきたいと思いますが、現在導入といいますか、消費者庁のほうから借りる予定の機械については先ほど申し上げたような形で簡易型ガンマ線スペクトロメータということで、厚労省が決めている新しい基準のもとでの食品中のセシウムがはかれる程度のものが入ってくるということではありますが、その細かい機種、例えば何型であるとかどうであるとかということについては現在まだ決まっておりません。

以上です。

○議長(高橋 守君) 齊藤議員。

○2番(齊藤うめ子君) それで、わかりました。これ300万円以上という非常にあいまいなことなので、実際に来るのはどういうものかによって対応する検査の仕方とか、それからやはりこれは検査は熟練した人で時間をかけてやると正確に出るということを聞いていますので、それはもっと近くになってからに、来る時期が明確になってからもっとはっきりするかと思っておりますけれども、2番目の予算が69万円で

2台という機種なのですけれども、これは何キロ、何ベクレルまで測定可能なものですか。そして、一般的に専門家の間では、これ例えば福島原発のある場所では放射線量が多ければすぐはかりやすいものだと思うのですけれども、この値段の機種ではどこまで正確に基準値できるかなと思うのですけれども、これ置く場所は幼児センターと、それから給食センターに置きますね。使い方は、これは測定器というのは外から機械を動かすことになりますと。機械で物の外側からはかるということになりますと。私がここで申し上げたいのは、ニセコ町のこのような場所で余り高くない測定器を購入して、果たしてどこまで測定できるのか、放射線の高度の高いところでしたらすぐ測定ができますけれども、これ低いところではもう安全で何も基準値を上げるものがなかったよという結果が出て、安全、安全と言っていくのになるのではないかという、ちょっと懸念があるのですけれども、その点この機種で大丈夫かなという。そういうのだったら、むしろもっといいものを1台でも購入してきちっと精密にはかる。そうしてしていかないと、経費が無駄遣いなるのではないかなという印象というか、考えを持っています。

それから、節電についてですけれども、こういうふうに変更、ちょっと同時になってしまいましたので、質問と行政報告と一緒にになってしまいましたので、なんですけれども、こういう日程をきちっと決めた根拠というのですか、7月23日から9月7日とか時間帯とか細かく決めているのですけれども、これは根拠というのですか、ここにするという、特に期間をここに設定した理由というのはどうなりますか。それ1点。

それから、ちょっとほかにもありますので、新エネルギーの地産地消についてなのですけれども、お話を聞いていますとこれ今の段階では可能性というのはかなりまだ調査中というか、本当にそこまで行くにはまだまだ未定というふうに、未定に近いぐらいというふうに考えてよろしいでしょうか。

それで、この次のニセコの町内にある王子発電所の件を質問させていただいているのですけれども、町長はこれから会社の方針を伺うというふうにおっしゃっているのですけれども、私は調べればわかるのですけれども、数カ月前に調べて直接苫小牧の王子発電所の責任者の方とちょっとお話ししました。契約で何年契約とかとやっているのです、それは可能ではないかということを通じて、あくまでもお電話ですけれども、そうおっしゃっていました。そして、王子発電所から出される電力とニセコ町が全部年間消費している電力量、これを比べますと明らかにもう全部地産地消で賄える。それを1.5倍から2倍近く補えるぐらいの電力量が王子発電所で賄えるわけです。そして、現在やっぱり水力という自然エネルギーの値段がちょっと高くなっているけれども、契約が切れた段階で新たに契約を結ぶことは可能ですということをあくまでも電話ですけれども、おっしゃっていましたので、私はもし王子発電所から直接地元で購入できれば地産地消は完全にすぐ実現して可能かなというふうに思っていますので、町長、それぜひ進めて、交渉というか、していただけたらと思っています。

それから、最後の脱原発をめざす首長会議に参加する意思はないということをおっしゃいましたけれども、現在全国で73名、脱原発をめざす首長会議に。北海道からは、首長が208名おりますけれども、そのうちの札幌の上田市長、それから黒松内の若見町長が2名挙げています。これは、全体の首長と言われる方たち1,789名のうちの4%にすぎないのですけれども、この原発という大変な問題を脱原発に持っていくにはやはり一人でも多くの首長の意思決定ということが社会を変えていく一番というか、大きな力になると思いますけれども、町長もぜひその辺を考えていただけたらなというふうに思っております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 総務課長。

○総務課長(加藤紀孝君) それでは、私からはGMサーベイメータのものについてお答えいたします。

これは、現在既に2台発注しておりますけれども、放射線、ベータ線でこれによる表面汚染を測定する機械ということで、あくまで簡易型のハンディータイプの機械になっております。それを平方センチメートル当たり対象物の表面密度に対するベクレルを換算して計測するというので、一般的な放射線のある程度の範囲までははかれるというふうに伺っています。最大どの目盛りまではかれるかというのは、まだ勉強不足でありまして、これから確認したいと思っておりますけれども、一般的な計測には十分使えるものだというので承知しております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 企画環境課長。

○企画環境課長(千葉敬貴君) 節電の期間でございますけれども、これにつきましては国及び北海道電力のほうからこの7月の23日から9月の7日まで、それから9月の10日から9月の14日までの時間帯におきましてピーク時電力量があるということで、この期間について節電をしてくださいというふうにあったものでございます。

それから、エネルギーの関係でございますけれども、可能性は現在のところどうなのかというご質問でございますけれども、これにつきましてはまだ熟度が上がっていない状況でございますが、ことしにおきまして5月の28日に第3回のニセコ再生可能エネルギー戦略会議というものをやっております。この中で事業化に向けた取り組みをもう少し熟度を上げていこうということで話し合いを行っております。ということで、現在段階ではもう少し熟度が上がっていけばいいかなというふうに考えているところでございます。

それから、電力の購入関係でございますけれども、議員からありましたけれども、契約でやっているもので、その契約が終わった後に可能ではないかということでございますので、先ほど町長からお話あり

ましたけれども、今後の会社としての方針をこの後聞いていきたいなというふうに思っているところで
す。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) GMサーベイメータであります、これは松本がいち早く子供たちの安全、安心のために導入をした同内容のものだというふうに聞いておまして、1都16県に多少放射線の疑義があるという話でありますので、それらのものが入ったときに表面測定が大丈夫かというものを検査して、安心につなげていきたいということで購入するものであります。

それから、グリーンイノベーションの事業を含めて新エネルギーとか再生可能エネルギーにつきましては、各例えばヒルトンさんでありますとか、そういったところを含めてかなり詳細なデータが来ておりますので、民の中でどの程度できるかというのをこれからまた協議をして進めていきたいと思っておりますし、最終的にはニセコ町全体のスマートコミュニティとかいいますが、地域の再生エネルギーを使っただけ自給率を上げていくという調査を引き続きしながら、熟度を上げてまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目の王子発電所につきましては、私が現在聞いている範囲では王子発電所さんからP
PSで出されているものは私たちが購入している価格よりも高いので、地域のを地域で購入するよりは地域でできたものを高く売ってということが今まで事業化の検討委員会の中で出されておまして、それらも含めて今後調査をしていきたいなというふうに思っています。

それから、5点目の首長会議の脱原発の関係であります、私たちは後志町村会として今泊発電所の安全とどう向き合うか、それから北海道のエネルギー需給のバランスをどうして再生可能エネルギーに持っていくのかという調査を町村会として動きましょねということを首長の中の会議で決めていきます。その中で各自治体が個別にいろいろなことをやられるのは、私は現段階ではいかがかなと思っておりますので、そういったものに参加する考えはございません。また、首長は一方で住民の皆さん含めて北海道のエネルギーをどうするのかということも責任を持つべきではないかというふうに考えておりますので、やっぱり総合的な判断が必要だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) よろしいですか。次お願いします。

○2番(齊藤うめ子君) 3回目、いいですね。これ節電は、道からの要請でそれに合わせたというのですけれども、ニセコ町……

○議長(高橋 守君) 3回。

○2番(齊藤うめ子君) 終わっていましたか。

○議長(高橋 守君) 終わっていました。

○2番(齊藤うめ子君) 失礼しました。では、終わります。

2件目、休日保育について。休日保育が新たに改定され、昨年10月から本格実施されております。そこで、次の3点について教育長に伺います。

利用料金が300円に改定された根拠と時間制にしている理由。

2点目、ことし5月までの保護者の利用状況と利用目的。

3点目、実施に当たって保護者と十分な話し合いを重ね意見を反映されておりますか。

ニセコのように観光を基幹産業とする町では、観光サービス業に携わる保護者も多く、日曜、祝日、年末年始の保育を必要とする保護者も少なくないと思われます。若い世代がニセコに定住していただくためにも出産と子育てのしやすい環境を整えていくことは最も重要な課題の一つではないかと思えます。従来の固定観念にとらわれず、ニセコの実情に合った保育サービスを実施し、保護者が元気に安心して子育てと仕事を両立できる環境と制度を整えていくことが町の未来のために必要と考えますが、町長の考えを伺います。教育長と町長にお願いします。

○議長(高橋 守君) 教育長。

○教育長(篠原正男君) おはようございます。それでは、私から2点目のご質問にお答えをいたします。

最初に、料金設定の根拠でございますが、この根拠といたしましては就労による休日保育利用を見込み、北海道の最低賃金価格の半額程度といたしました。利用料金を1時間当たりといたしましたのは、利用者の利用実態に即した料金体系となるようにいたしましたものでございます。

次に、本年5月までの利用状況につきましてでございますが、昨年、平成23年度につきましては9月の試行期間を含め、延べ幼児として扱わせていただきますが、延べ利用幼児が12名、利用休日数は6日となっております。本年度では、4月、5月で延べ利用幼児が11名、利用休日は5日となっております。また、利用されている世帯でございますが、昨年度から通して6世帯で、利用目的はいずれも就労のためでございます。

次に、実施に当たっての十分な話し合いや意見の反映につきましては、試行開始前の平成22年6月にアンケート調査を実施し、また平成23年7月と8月の2回にわたり住民説明会を実施いたしました。さらに、平成23年2月と9月に町のホームページ上において実施内容を公表し、意見を公募した上で本格実施に至っております。なお、ホームページ上の公表に係る意見については、特段ございませんでした。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) それでは、休日保育についてお答え申し上げます。

初めに、幼児センターの財政運営の状況を申し上げますが、国の三位一体改革により平成 16 年度から公立保育所運営に係る国からの負担金がなくなり、現在利用者から保育料を除き約 8,000 万円の町費といえますか、一般財源を投入して運営をしているところでございます。本町では、これまで安心して子育てができる環境の充実、仕事と子育ての両立支援が重要という認識のもとで、多様化する保育ニーズへの対応に努めてまいりました。ご承知のように日曜日、祝日も対応させていただいたところでございます。

斉藤議員ご質問の年末年始を含め、いわゆる年中無休で保育サービスを提供するためには、人件費や施設管理費などの経費が大きいかさむことが想定されておりますので、保育料の増額改定とともに、さらなる一般財源の投入が必要となり、現在保護者の皆さんの負担増を考えますと難しいものと考えております。しかしながら、今後も本町の就業体系の特徴である農業と観光業に携わる保護者の皆様が安心して就労して子育てできるよう、保育サービスの需要と供給のバランスを踏まえ、教育委員会と十分協議しながら、幼児センターの運営を進めてまいりたいというように考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長(高橋 守君) 斉藤議員。

○2番(斉藤うめ子君) 町長、第5次総合計画で町長の意見の中に日本一子育てがしやすい町にしたいという理想を語っておられます。女性が働く背景には、やっぱり保育園の充実というのが非常に大切だと思うのです。一番先に教育長が1時間 300 円にした理由を北海道の最低賃金 705 円の半額ということを決めたというのですけれども、実際これを利用している方たちが平均1日に払う料金というのはほぼ 3,000 円に近いのです、平均これちょっとデータいただいたのですけれども。そうしますと、そしてほとんどの人が就労が目的で、緊急の場合というのはほとんどないという状態かと思えますけれども、そういう中で日曜日とか、それから休日、そういうときに全額の半額まで支払わなければならないということは、かなり負担になるのではないかと考えております。それで、なぜ時間制に、ふだん幼児センターは短時間保育のほかに延長した場合は夕方まで 1,000 円とか、そういう料金体系になっていると思えますけれども、これは半日で 1,000 円、1日で 2,000 円とか、そういう体系になぜされなかったのかなということもあります。そして、よく言われていることですが、人口減、若い子供たち人口が減ってきますから、やっぱり手厚い保護というのはもちろん町長がおっしゃるように財源が大変な問題なのですけれども、どこに予算を投入するかという問題があると思うのです。ですから、そのところをもう一

度よく検討していただいて、何度も申し上げるように日本一子育てのしやすいニセコ町になれば若い移住者もどんどんふえてくるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。時間制というのは、私ももうちょっと検討してもいいのではないかなと思っています。

そして、今回休日保育に関するアンケートとかとったとおっしゃいますけれども、休日保育に関する保護者との第1回の話し合いが昨年の7月14日木曜日に夜の7時から9時20分まで2時間20分にわたって、そのときは十四、五名来られていました。それで、2回目は8月の23日だったのですけれども、この1回の2時間余りの議論で、2回目にはもう結論が出て、こうなりましたというふうになっているのです。これは、議論に議論を尽くした町政と言えるでしょうか。私はちょっと……そのときには、もう2回目には結論、結果のみ出ていたということです。

それから、ちょっと前後して申しわけありません。2009年、このニセコ町次世代育成支援対策地域協議会の委員を公募しました。そのときに3回委員会を開いたのですけれども、これは町長の公約だから、もう休日保育は決まっているという方向でスタートしたのはいいのですけれども、その中身がちょっと前後して申しわけありません。最初どこで決めたか500円だったわけです。去年改定されて300円になりましたけれども、どうもやっていく過程がはっきりしないというか、本当に皆さんと議論を尽くしているのかという疑問を持っているのですが、その点いかがでしょうか。

○議長(高橋 守君) 教育長。

○教育長(篠原正男君) 大きく分けまして、まず前段の料金体系にかかわってでございますけれども、1日もしくは半日であるとお預けになる保護者の利用時間、いわゆる勤務時間と合致しないという不合理ができることが想定されることから、利用者の勤務時間に合致するような料金体系をつくるべきというふうに考えてございました。よって、1時間当たりの利用料金をご負担いただくほうが1日当たりよりもより実態に近づくものというふうに考えておりまして、現行その制度を採用させていただいてございます。

なお、保護者との懇談、話し合いの中につきましては、それぞれ2回、実際懇談会につきましては2回を実施してございますが、1回目の出された懇談会の課題につきましては、2回目でおおむねクリアしているというふうに私も判断いたし、そこで2回目で了解いただいておりますので、その内容について、運営内容について進めさせていただいてございます。

それから、試行段階では500円の利用料金をいただいております。その500円の根拠につきましては、近隣町村の実態上を踏まえ、まず500円でスタートしてはということで、このアンケートをとった中にも500円、それから800円とかという段階で、アンケートをとりましたが、500円というのが一番多く保護者の利用ニーズに合っているのかなということで採用させてもらっております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 今の件についてお答えさせていただきます。

子育て環境を日本一にしたい、それはもう強い思いがあります。しかし、子育て環境をよくすることはすべてを無料化をして行うことだとは私は全く思っておりません。ただ、京都市、長岡市、それから各務原市、日本ではナンバーワンと言われるような子育て環境、すばらしい政策を打っている自治体もあります。だがしかし、そこでもすべてを無料化して24時間体制で公的なお金を投入してやっているわけではありません。ただ、私たちが身の丈に合ってニセコでどの辺までできるかというのはこれから検討していきますが、今回日曜日まで組み込んだ、教育委員会のほうでやっていただいているというのは大変な成果であると思っておりますので、これらの状況を見ながら、今後あるべき姿を検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 齊藤議員。

○2番(齊藤うめ子君) 教育長、勤務時間と合致することを考慮してこういう時間体制にしたとおっしゃるのですが、実際に先ほど申し上げたように1人の人が1日に払う料金というのが二千九百何十円かだったと思うのです。ほぼ3,000円に近いのです。そうしますと、確かに予算のことは町長もおっしゃっているのですが、少しずつ成長していることは認めます。ただ、そうしましたら、私の提案としては半日1,000円、1日2,000円という料金体系にしたらどうかと思っています。

それと、近隣町村に実態調査をしたとおっしゃいますけれども、その近隣町村というのはどこを指しているのか。例えば倶知安町なんかは、こういう時間制をとっていないようなのです、私がちょっと問い合わせた限りでは。半日、1日というふうにして思うのです。そして、勤務時間というのですけれども、もともと勤務時間というのはどうでしょう。最初から勤務時間はあっても、それに保護者が合わせてきたというところがあるのです。ですから、そこを変えていくというか、先ほど申し上げたようにこういう特に観光では日曜、祝日、年末年始が一番お客さんの書き入れどきなのです。そういうときに働きたいという声は私は聞いています。いろんな女性からのニセコ町は休みが多過ぎる。ほかに、倶知安町とかほかの町に比べると休みが多いので、働く者としてはとても大変だという、ちょっとお手紙いただいたことがあるのですが、よりよい改善を求めてまたさらに検討をしていただきたい。したらどうかというふうに私は思っています。

以上です。

○議長(高橋 守君) 幼児センター長。

○幼児センター長(高田生二君) 現場で担当しております私幼児センターのほうで、ちょっと経緯についてお答えします。

平成 22 年の6月に1歳児から就学前の 158 世帯について、この休日保育に関するアンケートをまず第1弾で実施しております。回収が 82 世帯、回収率で 51.9%、そのうち休日保育が必要だというふうに答えられたのが 59 世帯でした。その中でいろんなアンケートの内容の中で料金についてうたっております。一番多かったのが時間制の1時間当たりの中の項目で、いろんな料金設定があるのですが、それがほとんどです。1日とかというのはごく少数の方でございました。料金の中でも一番多かったのが 500 円、その次が 800 円というふうに多かったのですが、それ以外はちょっと少なかったのですが、その中でもいろいろ、それから 22 年のその後に施行を 11 月からやっております。それがその中でも預けたい時間帯というのが一番多いのが8時半から5時という人方が一番多かった。それらも受けまして、とりあえず試行を1時間 500 円で行ったわけですが、実績としてはいなかったというようなことから、さらにこれは内容についてもう少し精査をしながら、皆様にも再度詳しい意見を聞きながら実施したほうがよろしいのではないかとということで、先ほど議員がおっしゃったように7月と8月に説明会を開いたところでございます。とりあえず当初の施行をもとに7月に行いまして、言われたように時間制の問題ですとか、料金が1日働いたらかなり高くなるのではないかと意見が出ております。逆に今のままでもいいし、ただあと今現実にせっぱ詰まっているという保護者の方もおりました。せっぱ詰まっているので、今すぐでも休日保育で預けたいというような意見もありました。そういう中でも既に1年が経過しようとしている中で、皆さん方の中で施行についてどこを直したらいいかという部分、それで4点について改善がされたところです。とりあえず健康面もありますけれども、2歳を1歳半から、それからあといろんな就労証明等についてはなるべく不要な形で持っていきたい。それから、1時間についても 500 円程度。というのは、現実に一時保育のほうで今扱っているのが単純に時間で割ると約 300 円でございます。その辺の絡みもありまして、休日保育もそうしております。そんな感じでいろいろと皆さんのご意見を伺った中で今現在の中でやっているということで、それからあとよそのほうの町村、ちょっと意味がよくわからないのですけれども、とりあえずこういうような現実の中で目指してやっているということでご承知おきください。

以上です。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) ご質問の中、ニセコ町は休みが多いというのはちょっと意味が私はわかりません。今土曜やっていますし、日曜日もやって、祝日もやっております。ですから、實際上動いていないのは年末年始だけではないかと思っておりますので、それはちょっと言っていることが私自身理解できな

いのと、それから預ける側の立場で時間制にしているのです。半日制というのは、非常に預ける側にとって不便ではないかと。そして、またがったときには全部取るのですかという話になるので、保護者の皆さんの意見としてそういう意向が多くて、それに基づいてやっているということで理解をしております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 次。

○2番(斉藤うめ子君) 3件目、町長の公務について伺います。

町長の講演、シンポジウム、セミナー等は公務になるか伺います。

以上です。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 町長の講演、シンポジウム、セミナー等のご質問であります。ニセコをPRできる絶好の機会であるというふうに考えておまして、公務としても大変私は重要だというふうに考えておりますので、主なものについては日程等も行政報告させていただいているとおりでありますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 斉藤議員。

○2番(斉藤うめ子君) おっしゃるとおり、ニセコ町をPRする絶好のチャンスであることは、それは十分認めさせていただきます。ただ、この場合に公務、すべてが公務になるのでしょうか。それと、そのときに町長が謝礼とか講師料とかも支払われることもあるかと思えますけれども、その取り扱いというのですか、それは町長の資産になる。資産として公表をされるのでしょうか。どういうふうな扱いにされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) まず、講演、シンポジウム、セミナー等で私が講演する場合には、旅費は相手負担ということでありますので、基本的には町から出していない。あるいは、多くもらった場合については、その旅費の差額については町に入れております。これまでも、昨年もすべてそうしております。それから、報酬というか、いわゆる謝礼につきましては、これは公職選挙法の規定で町に入れることができませんので、私が受理をしております。当然移動に係る経費もありますので、それは私の収入として報告をしているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 斉藤議員。

○2番(斉藤うめ子君) 4件目、副町長の任期について伺います。

ことし11月以降の副町長の進退について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 進退について伺うということで、職をやめるか、とどまるかという身の去就を進退というふうであります。北澤副町長におかれましては平成22年11月の就任以来精力的に職務を果たしているというふうには私は考えております。ご質問の内容につきましては、副町長の任期というのは地方自治法で163条の規定により4年とされていることのほか、現時点で特に申し上げることはございませんので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋 守君) 副町長。

○副町長(北澤 剛君) ご質問の件でございますけれども、ニセコ町で私奉職して以来この地の、今天気いいですけれども、すばらしい自然環境は言うまでもなく、外部の皆さんとの交流を進めながら、皆さんで支えながら地域のよさを出そうとしていると。そういうニセコ町について非常に魅了されているというところでございます。また、町政ですけれども、さまざまな課題に対して積極果敢にチャレンジしていくという部分において、私の経験や力というのがささやかですけれども、役に立つのではないかとというふうに自負しておるところでございます。一方で、斉藤議員もご存じだと思いますけれども、組織の人事というのは当人の意思、この場合私の意思だけで決まるようなものではなくてさまざまな要素がかかわってくるものであります。その要素の一つは、国、総務省の意向ということがございますけれども、あちらの人事の都合というのはありますけれども、私としては総務省に対してはいかに我が国においてニセコというのが重要であったり、ユニークであったりしているのかということ伝えておるところでございます。今後とも当面当地でニセコ町の将来にわたる発展のために全力を尽くしてまいりたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 斉藤議員。

○2番(斉藤うめ子君) 片山町長が地域主権に対応する人材をということで総務省に派遣を要請されて、一昨年の2010年11月下旬から北澤副町長、大変な適任者が着任されまして、ことし11月で、ちょっと早いですけれども、丸2年になります。このように若くて有能なキャリア官僚出身者がニセコ町の副町長としておられることは、ニセコ町のためにも、また片山町長も大変心強く思われていることと思います。ですから、町長も安心して全国にPRのために講演、シンポジウム、セミナーなどにも出かけられるかと思っております。私もお聞きしたのは、やはり副町長、このようなすばらしい副町長がこれからずっといてくださるのか、ひょっとして異動があるのかどうか、それでニセコ町の未来もかなり左右されるのではないかと、ちょっとありまして、それで質問させていただきましたが、お二人からということ

でまだわからないということですので、ニセコ町のためにぜひ長く任期をずっといていただけたらと思いますので、質問は以上とさせていただきます。

○議長(高橋 守君) 齊藤議員、質問だけで。今の質問ではないので、後半のは。要望みたいなものですから、それは控えていただきたい。次。

○2番(齊藤うめ子君) 次、5件目、町民への情報発信について。町長、副町長の活動日程を公表していただけないかと思います。

それから、2点目、ニセコそよかぜメールの登録者数を教えてください。

それから、3点目、町民のインターネット利用者数。

それから、4点目、防災ラジオの配布個数、これは行政報告に20日、出ていましたけれども、ちょっと重複してしまいました。

5点目です。情報発信のための経費全般、項目別と総額、23年度分です。印刷物、配布、折り込み料、ポスター等たくさん、かなり情報発信に経費使っていらっしゃると思います。この中で広報ニセコが占める経費の割合は幾らか、それを全般の中での割合を教えてくださいと思います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) ご質問の点について順次お答えをいたします。

1点目の活動日程の公表であります。私や副町長の公務日程につきましては多くの予定を日々機動的に組んでいくことから、役場庁舎内で情報共有をしながら調整を行っているところでございます。また、外部からの問い合わせにも随時お答えすることで公開をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

次、2点目、そよかぜメールの登録者数でございますが、登録者数は平成21年5月の配信開始当初は154人でありましたが、本年6月21日現在は288人となっております。

次、3点目、町民のインターネット利用者数についてでございますが、本年5月末現在NTTのフレッツ光に登録している方は963件であり、この方々についてはインターネットを利用しているものと思います。これ以外のADSLなどの接続によってインターネットを利用している方は、個々のプロバイダー契約をしているというふうに思いますので、町では把握をしておりません。なお、ニセコ町の公式ホームページの閲覧数は5月中に約2万1,000アクセスあり、大体1日平均680アクセスとなっております。

次、4点目の防災ラジオの配布個数についてでございますが、6月20日現在個人1,997世帯中、貸し出し台数1,517台、配布率76.0%、それから事業所につきましては176事業所中、貸し出し台数が143台、配布率81.2%となっております。合計対象2,173に対して貸し出し台数が合計で1,660台ということで、配布率は76.4%となっております。

次に、5点目の情報発信のための経費についてでございますが、広報広聴係のPersonnel費を除く平成23年度の決算ベースでお答えを申し上げます。町民向け予算書説明書作成費が79万1,280円、まちづくり懇談会、町民講座のお知らせチラシ新聞折り込み料、こういったものでありますが、これが2万1,601円、ニセコ町放射線情報のホームページ追加費用、これが18万9,000円、私の意見用紙購入費、これが1万3,440円、広報ニセコ印刷製本費153万2,103円で、合計254万7,424円となっております。広報ニセコが占める経費については、この広報広聴全体の60.1%ということになっております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 齊藤議員。

○2番(齊藤うめ子君) 町長、町の公式ページとか、それからそういうことで町長の、これ1番の質問です、日程を公表しているとおっしゃっているのですけれども、それは部分的にと。私も毎日メールを開くわけではないので、時々は見ますけれども、もっと1週間の予定表というのでしょうか、町にはこういうことがあって、町長、副町長、教育長も含めてこうですよ。予定は当然狂うことはあるかと思えますけれども、そうすると町長は不在、不在となっているけれども、わざわざ調べない限りはわからないというのではなくて、やはり町長はどこに今行っているのかということ公表するのも情報発信として非常に大切ではないかと私は思っています。ですから、ちょっとそれ検討していただきたいというふうに思っています。

最後の5番目ですけれども、これに係る経費というのは全部で254万円とおっしゃいましたか。これ今新聞折り込みとか、いろんなことを印刷したり、やっていますから、もうかなりになっているかと思ったのですけれども、その中で広報ニセコの配布料というのは60.1%ということですから、150万ちょっと、これは配布料も含めてということになりますか、もっと知りたいニセコでは、印刷料だけで百五十何万となっていますね。配布料は別ですね。この次のところと関連してちょっと質問をさせていただきたいので、これはこれだけにさせていただこうと思っていますので、わかりました。

○議長(高橋 守君) いいですか。次。

○2番(齊藤うめ子君) 6件目、3月議会、広報ニセコに関する町長答弁について、ニセコ町まちづくり基本条例の情報共有の基本原則を遵守しているかどうか伺いたいと思います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) これまでも機会があればご答弁申し上げているとおり、広報ニセコの配布に関してニセコ町まちづくり基本条例に基づき情報共有の基本原則を遵守しているものというように考えております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 齊藤議員。

○2番(齊藤うめ子君) ここで、町長に申し上げたいのですけれども、短いですからちょっと読み上げさせていただきます。これ 2008 年、平成 21 年なのですけれども、2月9日、第6回ニセコ町まちづくり基本条例検討委員会会議録から、今インターネットでもまだ残っていますけれども、九州大学法学研究員の田中孝男先生をお招きして、情報共有と住民参加を進める諸制度の見直しについて議論がありました。その中で事務局のその当時加藤企画課長がいらっしゃいました、現総務課長ですけれども。そのときに来年度、このときは佐藤町長だったのですけれども、2008 年4月から予算説明書「もっと知りたいことの仕事」は希望者配布にするという方針になった。毎年要らないという声が届いているらしく、全戸配布は無駄ではないかということがずっと言われたのでと。委員がそれは予算の問題ですかと聞いたら、事務局は予算はほとんど変わらない。そもそも何十万の話である。それに対して田中准教授は、予算をわかりやすくお知らせするというのは町の姿勢の問題。役場に出向いてもらうのではなく、手元にあるということが大切。そして、ほかの自治体の例では基本条例のことがちゃんと実施されていないと、議会での野党が詰め寄る場面もある。そういう体制が自治体のレベルアップにつながる。この件については衝撃的であるというふうに田中先生はおっしゃっています。知りたい人にだけ知らせるとするのは民主主義ではない。ごく最近ですけれども、役場の職員の方に広報ニセコどうして全戸配布しないのですかという、ちょっとお話をしたのですけれども、こういう話がありました。町民が自治会から抜けてしまうのではないかとのおそれとか、という答えが返ってきました。これは、予算の問題と広報の問題というのは、私は同じ問題だと思うのです。役場がとりに来いではなくて、役場がやっぱりお届けする。問題は、広報紙の配布料がすごく高いと思うのです。これちょっとびっくりするほどの値段だと思うのですけれども、単純に比べることでできませんけれども、自治会を通して1件 800 円払っています。そして、郵送料は聞いたところでは1通 120 円から 200 円。戸別配布をしている一覧表を見ますと、一つのマンションで全部みんな戸別に配布されているとか、これきっちり見直さることが必要なことと、札幌市にちょっと問い合わせしてみました。ニセコ町と札幌市は規模が違いますけれども、配布料は町内会を主に通してやるそうですけれども、1件につき 13 円。そして、業者は入札なので、8.何円、業者配布は全戸配布の 30%、市民とか、そういう関係を通してやるのは 70%、そして 190 万都市ですから九十何万户に配布するそうです。私は、ちょっと神戸市のことも調べました。神戸市では、私がいいたときにやはり広報の問題が起きたものですから、神戸市は平成 15 年から全戸配布になっているのですけれども、ほとんどは町内会を通して一律 6.5 円の配布料でお願いしているそうです。だから、町内会に入っている、入っていない関係なく、全戸配布をしているということです。ですから、やはりこの配布、郵送料が 120 円から 200 円なんていうのは莫大なお金ですし、これは重なっている人とか、ごく私

がたまたま知ったことなのですからけれども、もったきちっと見直して、配布料というのを考えたほうがいいのではないかなというふうに考えていますけれども、町長いかがですか。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 今ちょっと勘違いかもしれません。1通、ニセコ 800 円かかっているというような言い方されたかと思うのですけれども……

(「町内会」の声あり)

町内会に、配布料が。

(「町内会を通して1件につき 800 円というふうに町民生活課から聞きました。だから、50 世帯入っていたら4万円ですか、支払っているという……」の声あり)

その積算根拠が具体的に広報とどう連動するのか、ちょっとわかりかねますので、ただ私どもの考え方は、ニセコ町は基本的に全戸配布です。全戸配布の仕方が町内会といろいろ役割分担されていますよということだけです。だから、町内会に入らなくなるから、町内会に入っていない人は配布しないなんていうのは言ったことありませんので、それは前回も同じ話をこの議会の場でさせていただきました。だから、例えばコンビニにも置いてあります。役場にも置いてあります。とりに来れる方は来てください。実際にとりに行くからうちは要らないという方もおられて、そういう対応をしてきたということでもあります。多分郵送のことが高いと言われているのかと思いますが、大都市で 13 円とか、いろいろあるようでありますが、ニセコの規模でそういったことが可能かというのは相当疑問であります。私は、町内会を通じて配れるものは配つたらいいと。ただ、どうしても町内会には入りません、なかなか役場にも来る機会がない、そういう方については、今郵送でお知らせをしている。それがなぜ情報共有にとってマイナスなのかというのは、私は逆に理解できません。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 町民生活課長。

○町民生活課長(中塚寿昌君) ただいま 800 円という数字出ておりますが、これは各自治会に加入している戸数当たり1年で 800 円、戸数掛けてその活動費の単価でございまして、郵送料ではございません。ですので……

(「もちろん違いますよ、それは。ただ……」の声あり)

○議長(高橋 守君) 済みません。質問するときはきちっと手挙げて。

○町民生活課長(中塚寿昌君) その点郵送料とちょっと金額的には異なると思いますので、ご理解お願いしたいと思います。

○議長(高橋 守君) 齊藤議員。

○2番(齊藤うめ子君) その点については、もうちょっと結論というか、きちっと調査していただきたいと思いますけれども、もう一点、町長は答弁の中で広報ニセコに関する事で、去年の12月議会、それから3月議会で行政改革大綱ということの中で随分議論したということを綿々とかういうふうになっているのですけれども、私は行政改革大綱を見せていただきました。そして、これは町民が参加した行政改革大綱とここにあるのですけれども、第1回目は平成15年、そしてこれが完成したのは平成16年で、その後に改革プランとか、いろんなのあるのですけれども、町民の方々からたくさんもうそんなものは経費は無駄だ、町に協力しない方は配る、そこまでサービスをすることはあるかということ聞いておられますけれども、この行政、私が見ている範囲では行政改革大綱の中に、議事録の中に一切そういうところ見当たらないのですけれども、町長はどこでそういうふうにご考えておられるのか、ちょっとわからないのですけれども、議事録ありますけれども。その後の改正は2回されているのです。ことしも24年の4月から新しくスタートしていますけれども、その16年に発行された前の15年に3回やったのでは委員は8名いて議論しているのです。でも、行政改革大綱のその中での議論の中にはそれは入っておりませんけれども、その点どうなっているのでしょうか。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 行政改革大綱につきましては、私が当時担当してつくった経緯がありまして、その中でできるだけ言葉悪いですが、今でいう事業仕分けみたいなことがあって、それで広報紙の金額、郵送料がどんどんふえていくと。それは、やっぱり問題ではないかと。当時の町民の皆さんの議論としては、皆さんというか、何人かしか委員としては入っておりませんが、なぜそういうものにお金をかける必要があるのかという議論があって、それで基本的には自治会を通しましょうと。ただ、欲しい人も当然いるので、役場にとりに来てもらえる方はとりに来ていただきます。そういうことによって経費全体を抑えましょうということの結論が出たのは間違いありませんので、それは私が担当しておりましたので、議事録がどういふふうに見られたかわかりませんが、ちょっと何とも答えようがありません。

以上です。

○議長(高橋 守君) 齊藤議員。

○2番(齊藤うめ子君) もう最後の質問になりますけれども、この点について町長、これから見直す考え方はございますか。経費がほかに比べて非常に高いと私は思うのです。それで、やり方をいろいろと計算……もっとやり方を議論して、仕分けとか考えてもいいのではないかと思うのですけれども、経費、その考え方ございますか。

○議長(高橋 守君) 4回目です。

○2番(齊藤うめ子君) だめ。はい。

○議長(高橋 守君) この際、午前 11 時 30 分まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時30分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、猪狩一郎君。

○9番(猪狩一郎君) 6月20日に通告いたしました火葬場について質問させていただきます。

本町の火葬場は、昭和60年に建設され、約30年たちました。建物自体はセラミックブロックでつくられておりますので、丈夫でございますが、機械室、控室等が狭く使用しづらい上、水道がない、バリアフリーではない、洋式トイレがないなど大変不便で、体の不自由な方、ご高齢の方にはとても迷惑をかけております。この状況は、喫緊に改善を要する問題でございますので、町長の所見を伺います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) それでは、火葬場についてお答え申し上げます。

火葬場につきましては、昭和60年に建築し、27年が経過しております。建設場所及び建物、ブロック構造等の関係から、議員ご指摘のとおり水がない、トイレが洋式でないなど、特に体に障害をお持ちの方、あるいはご高齢の方々に大変ご不便をおかけしている現状にあるというふうに思っております。火葬場の建てかえまたは更新につきましては、第5次のニセコ町総合計画にのせておりますが、利用される皆様の利便性向上を考え、急ぐものとしてトイレの改修が基本的に可能か、また現地での水の確保について調査が必要ということで考えております。これらのことを今総合的に洗い出しをしております。建物の位置、構造、それから水の調査も含めて現在検討中でありまして、今後またご相談申し上げますながら、対応を考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋 守君) 猪狩議員。

○9番(猪狩一郎君) それまでの対策としては、どういう対策を考えているのでしょうか。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) ご承知のとおり、内部の一部余りにもひどいところにつきましてはこれまでも何回かに分けて、昨年も改修させていただきましたが、水の問題が解決するかどうかによって、例えば第5次総合計画に書いてありますとおり、もし建てかえとなると位置を完全にずらさなければならないということもありますので、ことし水の調査も含めて現地調査というものもあるようなので、それらの調査検

討を今担当のほうで進めているところでございます。また、それらの状況を見て、いつの時点でどういう形でという検討をしたいというように考えております。

○議長(高橋 守君) 猪狩議員。

○9番(猪狩一郎君) 最後になるのですけれども、近隣市町村との合併の施設だとか、既存の施設を利用するという考えはないのでしょうか。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) これまで議員ご承知かと思いますが、ニセコ町が建てかえるに当たっては当時近隣町村に呼びかけをさせていただきました。そのときに実は参加することがないということでありました。また、その後倶知安町が今の施設を建てる時に当時ニセコ町にどうという呼びかけがありましたが、それについてはニセコ町としては参加しないという対応をさせていただきました。現在倶知安町、真狩村が参加をしているわけでありまして。今後担当のほうも含めて何とか倶知安町の施設利用できないかということも検討しておりまして、そのお願いした当時は新たに建物を、待合室です、そういった建物をニセコ町がつくるのであれば考えますよという話でありましたので、今体制も変わっておりますので、そういったことも視野に入れながら、ちょっと今後の更新を検討したいというように考えております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 青羽雄士君。

○6番(青羽雄士君) それでは、私から通告どおり1件質問させていただきます。

企業誘致活動について。企業誘致に向けて平成22年度に企業立地促進法に基づき近隣8カ町村により設置されたニセコ周辺地域産業活性化協議会の活動に加え、平成23年度には町独自でニセコ町企業立地ガイドラインを策定しました。今後の誘致活動展開についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) ただいまの企業誘致活動についてお答え申し上げます。

企業誘致に向けましては、平成22年度から8町村による協議会を設置し、地域基本計画の充実、町の誘致政策とまちづくりのあり方を明確にしたニセコ町企業誘致ガイドラインの策定など、皆様の多大なるご協力を賜り、推進させていただいたところでございます。町としては、企業側にまちづくりの姿勢を示すだけでなく、企業の皆さんに快く来ていただけるような優遇政策も重要と考えており、現在商工観光課で行っているにぎわいづくり起業者等サポート事業助成制度など、企業誘致を含めた優遇政策を実施しているところでございます。また、昨年度設置した職員によるニセコ町企業誘致を推進するためのガイドライン策定プロジェクトチームにおいて、ニセコ町における総合的かつ財政状況に即した身

の文に合った優遇政策を樹立すべく、現在検討を行っているところでございます。一方、節電対策など短期間の移転ではありますが、東京の企業から事業所の一部門をニセコ町へ移転させたいという相談も来ており、これらの要望に対応するには企業が利用できる土地、事務所、住宅等の確保が大変重要であると考えております。さらに、大きな企業誘致を推進するためにもある程度まとまった土地が必要となっておりますので、こうした面を勘案しての対策を現在模索しているところでございます。現在企業誘致の体制づくりを徐々に進め、総合的な企業誘致制度及び体制を確立してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(高橋 守君) 青羽議員。

○6番(青羽雄士君) 何年か前にもこれに似たような質問をさせていただいたわけなのですが、企業誘致するに当たりいろんな優遇措置を受けるためにこういったいろんな法律を確立して、策定して、ある程度できていると。土地も必要だということを認識しているつもりでございます。

ところで、町のほうが企業誘致PRに当たって、個別に例えば企業を訪問しているのか。以前は、たしか北海道の東京事務所ですとか、経済産業省の企業誘致担当部署というのがあるのだらうと思います。ただ、そういったところにニセコは企業を誘致していますと。ただ、こういったパンフレットもできました。ですから、もしそういったニセコ町に関心を持ってきているような企業がありましたらぜひともというような、そんなPR活動だけでは本当に優良な企業というのがニセコには来ていただけないのではないかなと思っているわけです。そこで、町のいろんな問題、課題も大きな企業が来ることによって雇用ももちろんできますし、住宅の整備等、また云々というようなことから、例えば土地をもう用意してあるから来てくれというようなことでなく、そういう積極的にPRをされ、関心を持った企業にはその企業の立地する土地条件や云々もあろうかと思っておりますので、逆にもうもし来るのであれば土地も優遇措置も税制措置も考えるから、ぜひとも来てくれと。そのぐらいの積極的なPR等が必要でないかなと。町長の人脈等も含めて、そういったもっと積極的な活動が必要でないかと思っておりますので、その点ちょっともう一つお答えをお願いします。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 青羽議員さんがおっしゃるとおり、もっと積極的にということでありまして、それはそのとおりだと思っております。それで、現在先ほどプロジェクトチームでやっていると申しましたのは、ここに実は企業誘致のガイドラインありまして、北海道の支援制度はもう固まっております。それから、国の制度にもうちが指定されておりますので、全部優遇策講じております。ただ、1点、ここに例えばうちの規模でありますと、企業の投資額によりますが、3,000万円から大体1億円ぐらいの投資額において町が建設費を支援するというようなことも実際やっておられるところも多くありまして、これらの企

業が来たときの対応策をもっと具体化して、ここに町のメニューを出せるようにしたいというように考えておりますし、昨年は節電の関係でニセコ町内に事務所を一時移したいという話がありましたが、それは実は該当する事務所と住宅が確保できずに断念をさせていただきました。ただ、今中央地域の絵ができつつありますので、そこに関心を持っていただいている企業が東京に幾つかございますので、そういったことも含めてご指摘のとおりある程度ターゲットを絞りながら積極的に行動するということも必要だと思っておりますので、今後ともご指導、ご支援賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 副町長。

○副町長(北澤 剛君) 済みません。補足でつけ加えさせていただきます。

私自身このプロジェクトチームの座長やっておりましたので、ちょっと割り引いて考えていただきたいと思うのですが、この企業立地ガイドラインの内容、非常に評価されているのです。銀行さんであるとか、企業誘致やっている道庁とか、そういう関係機関回ってちょっと話しているのですが、非常におもしろいと言われております。こういうことやっているところはない。内容としては、これまでニセコ町が取り組んできております環境とか景観とか、さまざまなまちづくりのやり方、いわば条例って規制なのですけれども、こういったものを理解してもらって町の価値を高めていく。企業の価値も高めるような、そういうパートナーを求めていけないかと、そういうようなことをうたっております。非常にこういったことをやっているところはないので、ユニークな視点だと言われております。青羽議員がおっしゃるように、PRも物すごくこれから大事になってくると思っておりますので、各企業さんに当たっていかないといけないと思うのですが、いろいろ関係の方に聞きますと、何かこういうような、どういう事業者に来てほしいのかというようなことを考えておるのかということをよく聞かれますが、ちょっと町長もお話しされましたけれども、一方でどんなところでも間口を広げて来てもらいたいという方向もありますし、こういう業種、ITならITとか、食の産業とかというような言い方はあろうかと思うのですが、個別に1個1個やっていくと非常にたくさんの企業がありますので、そのあたりをどういうふうに効果的にやっていくかということも含めて検討したいと思います。一方で、やはりニセコいろいろと住宅もそうですし、土地もそうですし、今町長からお話あったように非常に制約されているところもありますので、こちらの受け入れ態勢も支援策とあわせて検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長(高橋 守君) 青羽議員。

○6番(青羽雄士君) 最後の質問になりますが、過去にニセコに関心を示した企業等があるようにも聞いております。そういった情報の入手というのはどこから入ってくるものなのか、あくまでも東京事務所だとか、そういった国の担当部署からだけの情報入手なのか、それをちょっと確認させてください。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 一番多いのは、道の東京事務所でこういう話があると、あるいはこういう企業があるということであります。それと、今北洋銀行と連携協定結んでおりまして、銀行さんにも実は北海道でこういうことを考えているのだけれどもという話がありますので、それらの情報、それと東京でニセコのふるさと会もそうでありますが、人脈のネットワークがありまして、その中でいろんな方の紹介があります。ちょっと名前はまだ具体的には言えませんが、具体的にニセコに対して進出したいという気持ちをお持ちのところが幾つかありますので、それらのものがニセコの風土に合って、うまくニセコのルールに適合いただくということであれば、ぜひとも積極的に誘致活動を今後も進めていきたいと、そんなふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 次に、三谷典久君。

○5番(三谷典久君) 通告に従いまして、4件質問をいたします。

まず、初めの質問ですが、国保税の減免制度についてであります。国保税の今年度の値上げが過重負担となる可能性のある世帯も考えられます。減免制度等について町長の考えをお伺いいたします。

- 1、平成 23 年度国保加入世帯数と収納率及び滞納状況、滞納の理由は主に何か。
- 2、所得階層別収納状況と収納率及び滞納率はどのようになっているか。
- 3、国保税の法定減額と減免制度とはどのようなものか。
- 4、過去5年間において減免制度の適用はあるか。
- 5、滞納者に減免制度は有効に機能してきたか。

以上、お伺いいたします。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 国保税の減免制度についてお答え申し上げます。

1点目の平成 23 年度国保加入世帯数は、年度当初で 923 世帯 1,706 人、年度末で 922 世帯 1,707 人となっております。最終の収納率は、現年度分で 95.3%、滞納分で 22.04%、合計で 84.76%です。滞納の理由としては、定職につけなく所得が低いため、納税がおくれる方、所得以上の生活形態により他の税や使用料なども滞納している方、国保制度そのものを理解していきなく納税意識が低い方などさまざまなケースがございます。

2点目の所得階層別収納状況につきましては、平成23年度分の3月15日現在の数値であります。以下それぞれのところを述べさせていただきますが、所得ということで表現します。所得とは、年間総収入から必要経費を差し引いた額ということで表現させていただきます。まず、所得500万円以上の世帯は収納率97.7%、滞納者1世帯で滞納世帯に占める割合は1.1%でございます。次に、所得400万円から500万円の世帯は収納率100%で、滞納者はございません。所得300万円から400万円の世帯は収納率93.3%、滞納者2世帯ということで2.2%となっております。次に、所得200万円から300万円の世帯は収納率82.4%、滞納者13世帯で13.2%。次に、所得100万円から200万円の世帯は収納率91.4%、滞納者14世帯で14.3%。次に、所得100万円以下の世帯は収納率85.5%で、滞納者11世帯で11.0%となっております。7割、5割、2割という軽減世帯は収納率88.7%、滞納者58世帯で58.3%となっております。なお、平成22年度までの滞納者の所得階層別滞納率についても同じような状況となっております。

次に、3点目の国保税の法定減額と減免制度とはどのようなものかについて、国保税の減免制度につきましては国が適用基準を定めている法定減額と各市町村が法律に基づき条例などで減免対象を決めている申請減免という2つがございます。法定減免は、前年の所得が減額基準までの世帯で、応益割である均等割と平等割の7割、5割、2割が減額されるということになってございます。次に、申請減免は本町においては国保税条例第25条で保険税の減免規定を第1号から第5号まで設けております。第5号につきましては、高齢者世帯で生活が著しく困窮している者について、本年3月で追加を行い、町独自の減免として取り扱い規則を制定してございます。

4点目の過去5年間において減免制度の適用があるかについてはございません。

次、5点目の滞納者に減免制度は有効に機能してきたかについては、納税相談を受けて対応してきているところがございますが、これまで減免に該当する適用者がおらなかったという状況でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○5番(三谷典久君) まず、1つは、減額世帯が6割近く滞納しているということなのですが、この世帯というのはどういう年齢層ですとか生活状況があるのか。普通何か高齢者なのかなというふうに考えるのですが、その辺ちょっと教えていただきたいのが1つと、それから結局減免制度が過去5年使われていない。その理由は、納税相談を受けてそれに適用がないということなのですが、減額制度と減免制度というのはそれぞれ全く機能する部分が違うものですから、やはり減免制度というのはある意味で重要な制度ではないかと思うのです。そういう意味でホームページとか、あるいは

広報なんかでは余り周知しているような様子ないのですが、この辺はやはりきちんとした周知する必要があるのではないかと思うのですけれども、その2点をお伺いいたします。

○議長(高橋 守君) 税務課長。

○税務課長(林 知己君) ただいまの2点についてお答えいたします。

まず、1点目の減額世帯の滞納者の状況はということですので、いわゆる7割、5割、2割の軽減世帯、先ほど町長が説明いたしましたが、滞納者が58世帯ございます。そのうち20代、30代の滞納者は25世帯でございます。40代以上の滞納者は33世帯という形になっております。それで、議員のほうから高齢者の方が多いのではないかというようなお話がございましたが、国保加入者の本町の滞納者の特徴としまして、20代、30代の方の若年層の転出入の移動が非常に多い状況でございまして、いわゆる7割、5割、2割の軽減世帯ですので、低所得によって軽減の措置と該当になっておりますけれども、該当となって課税額も決して高くないという形で、中には納税意識が低い方もおられるということで、また短期間で一度転入して国保税が変わってから転出されるという方もおるような状況で、我々としても大変苦慮しているところでございまして、これは国保だけではなくて町民税でも言えることです。そうはいつでも税務課として収納対策をしっかりとしていきたいなというふうに考えてございます。

2点目の減免制度の周知の部分でございしますが、ことし3月に新たに制定いたしました高齢者と障害者に対します減免制度につきましては、ホームページ、6月の広報と、あと納付書を送ったときのお知らせでも周知しております。議員ご指摘のとおり、従来からあります減免制度については特に詳しくは説明しておりませんので、国保加入者にしっかりこういう制度があるということをお知らせいただくためにも今後広報等について検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○5番(三谷典久君) 先ほどの減額制度の部分の解釈としては、やはり国保制度そのものが変わってきていると。農業者あるいは自営業者が減ってきて、年金生活者あるいは非加入世帯、そういった世帯の中のそういう変化、それがまともにニセコ町にも来ていると。そしてまた、もう一つはニセコ町に移住してくるそういった若い人たちの中にはやはりなかなか低所得等もいると。そういう意味で大きな問題として、国保そのものの大きな問題の、それがやっぱりニセコ町にもあらわれているというふうに理解します。そういう意味でそういった若い人たちが納付に大変ということになれば、何回もくどいようですけれども、やはり減免制度というのは貴重だと思います。今先ほど周知するということをおっしゃいましたので、お願いしたいのですけれども、それ以外に地域社会へ周知する、あるいは民生委員等からも周知してもらおうかということで、結局納税相談を受ければわかるけれども、それ納税相談しなければわか

らないわけですから、やはりそういうのがあるのだということを周知するという。ここは非常に大事なことだと思うので、改めてそこをきちんとしていただきたいと思います。

○議長(高橋 守君) 税務課長。

○税務課長(林 知己君) 6月に国保税の納付書を発行しておりますけれども、毎年現在もそうですけれども、年数件のいわゆる減免等についてのご相談がございます。国保全体については、窓口であります保健福祉課のほうでも対応しております、連携をとって対応しておりますので、今後とも窓口にいっしょに皆様の対応含めて、国保加入者皆さんにわかりやすくする必要があるので、議員ご指摘のとおり周知等も重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○5番(三谷典久君) 次の質問に移ります。次は、給食食材の放射能検査体制の確立についてであります。

1、今回給食食材の放射能汚染検査のためにGMサーベイメータと簡易型ガンマ線スペクトルメータの2種類の放射能検査機器が導入されると聞いています。2台の機器をどのように活用する考えでしょうか。

2、簡易型ガンマ線スペクトルメータの導入に当たり、現在の受け入れ態勢はどのようになっているでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 給食食材の放射能検査体制の確立についてご報告申し上げます。

町で購入するGMサーベイメータ2台は、既に発注をしており、8月末までに納入予定でございます。また、納入後は給食食材の表面の放射線測定に利用することとして、教育委員会へ貸し出すことを予定しております。また、消費者庁から貸与される機器は簡易型ガンマ線スペクトルメータ1台で、設置場所は先ほどの斉藤議員のご質問の答弁のとおり現在検討中でございます。測定対象につきましては、学校給食と幼児センターの給食の食材を予定しており、この機器につきましては10月末までに配置される予定となっております。

○議長(高橋 守君) 教育長。

○教育長(篠原正男君) それでは、私からまずGMサーベイメータにつきましては、先ほど町長から説明がありましたとおり8月末に納品されるという予定になってございまして、この2台を学校給食センターと幼児センターでそれぞれ1台ずつ借り受けをいたしまして、検査に使用したいと考えております。

まず、検査に先立ちまして食材の産地確認や測定する品目の選定条件の整備、測定頻度の検討や検査機器の取り扱い方法の研究などを行うとともに、既にこれらを実施している自治体における実施状況等の情報収集にも努めてまいりたいと考えてございます。また、測定結果につきましてはそれぞれの便りなどで情報提供を行い、より一層安心で安全な給食の提供を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、簡易ガンマ線スペクトルメータの導入に当たっての受け入れにつきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。検査に供する食品、給食食材等の具体につきましては今後検討したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○5番(三谷典久君) 結局2台の機械が導入されます。そして、サーベイメータのほうはそういう内容の体制といえますか、あるのかもしれませんが、簡易型ガンマ線スペクトルメータに関してはまだ非常にあいまいな中にあるというのが現状かなと思います。これに対して私は、非常にこれは不十分な対応しかできていないというふうに指摘せざるを得ない。まず、この食品の検査をするに当たっては、簡易型ガンマ線スペクトルメータを中心にした検査体制を整えなければいけないのではないかと私は考えています。その理由を述べます。まず、サーベイメータというのは、これは放射線をはかるのです。食品中の放射能の検査というのは、基準値を見ていただければわかりますけれども、セシウム134や137、合算値で数字出ています。それベクレルです。これをはかりなさいということなのです。サーベイメータでは、セシウムの確定できません。放射線しかはかれないからですけれども、消費者庁から貸与される簡易型ガンマ線スペクトルメータというのはセシウムをはかれるわけです。そうしたら、当然これははかれるほうを使ってやるべきだということが1つです。それから、もう一つは、GMサーベイメータというのは、例えば福島原発の事故の後、放射能レベルが高い場合には機能したのですけれども、今大分おさまってきていますので、そういう低い放射線のレベルでは余り役に立たないのではないかということ言われているのです。それも1つです。それから、もう一つは、消費者庁がこの機械を貸与に当たっての貸与目的というのがあります。この資料は役場からいただいたものなのですが、ちょっと読んでみますと、消費者の安全、安心を一層確保するために消費者の身近なところで食品等の放射性物質を測定する予定である自治体に貸与すると。これをニセコ町に当てはめると、安全な給食食材を確保するために貸与されたと。また、逆に言えばニセコ町はそのために申請したのだということになると思います。そうすると、当然の帰結として給食食材の検査をするに当たっては、この機械、簡易型ガンマ線スペクトルメータです。消費者庁から貸与されるこの機械を中心に据えた県債体制

を確立することが必要であると、そういうふうに書かれています。ただ、問題はサーベイメータは比較的簡単に検査体制できるかもしれませんが、ガンマ線スペクトルメータに関しては例えば検査する人の研修ですとか、それから対象食品何にするだとか、それからあと検査の材料です。それ前処理するとか、そういったものをどうするか。いろんな問題がありますので、大変大きな問題としてそれを取り組まなければいけないと思います。そういったことをこれからやらなければいけないと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長(高橋 守君) 商工観光課長。

○商工観光課長(山本契太君) 今のご質問にお答えします。簡易型のガンマ線スペクトルメータの関係については、その導入の窓口ということなものですから、商工観光課の私のほうからご説明をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、こちらの機械はGMサーベイメータというのとは違って、食品中の放射性物質をはかれるということになっておりますので、これを活用するということなのですが、やはりご指摘のとおりいろいろと手続的、実際の作業的に整えなければならない条件等がありますので、それは鋭意現在検討しているところであります。それから、私どもも押さえている部分でいけば、例えば機器の使い方ですとか、それらのものも確かに研修が必要だということでありまして、今現在消費者庁絡みの財源があって、そこに対して食品の放射性物質検査に関する研修会等にも参加する旨の手続をとっておりまして、これについては今回の議会での補正は間に合わなかったのですが、手を挙げている内容で予算が決定しましたら、また補正ということでご協議いただくことにはなろうかと思います。その辺の検査体制も含めてある程度の体制その他を整えなければならないということは承知しております。それは、現在検討中ということでございます。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) GMサーベイメータ初め不十分だという強いおしかりではありますが、よく1都16県については放射能の可能性があるとと言われて、給食食材については要注意ということで、そこを入れない町もありますし、実際いろんな対応されていると思います。ただ、私たちの町だけで、北海道内だけでそういった給食食材を賄えるわけではありませんので、ちょっとこれ疑問符つくよなというものについてはこのGMサーベイメータで表面を測定するということは、やっぱり保護者といいますか、お子さんをお持ちの皆さんにとって安心につながっていくのではないかとということで用意をさせていただいたところでありますし、具体的な検査体制につきましては今教育委員会のほうでどういうやり方が最もいいのかという詰めを行っているところでありまして、今後熟度を上げながら詰めていくというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○5番(三谷典久君) サーベイメータにちょっと町長もこだわりがあるようなのですけれども、やはり客観的にサーベイメータどれだけ使えるのかということをも十分検討する必要があると思います。また、ガンマ線スペクトルメータを使えと言っているけれどもすべて例えばニセコのものも調べるとか、そういったことにはやはりならないと思うのです。例えば1都16県ですか、そういったものに限るといってもこれからの検討課題ですけれども、そういう中でやっぱりこの機械を使いこなすのが大事だということを言っているわけです。GMサーベイメータを使ったことによって、ないよといっても本当はないのかどうかかわらないということが出てくるわけです。あるいは、あるよといった場合にそれは放射線しか調べていませんから、自然界の放射性物質、例えばカリとか、そういうのを拾うことだってあり得るわけです。そうすると、それだったら初めからちゃんとした機械を使ってやりなさいというのが私の考えなわけです。そこを1点押さえていただきたいのですけれども、それからこのガンマ線スペクトルメータを使っての体制をこれからつくるという理解したいのですけれども、それでよろしいのかどうか再確認。

それから、もう一つは、町の人から要望書上がっているようなのですけれども、その中に検査体制の構築に当たって食材の町内の業者ですとか、あるいは給食センター、幼児センターの受託業者、あるいはPTAとか、そういった保護者との連携とかもいろいろ必要になってくると思うのです。そういう中で協議会を設置してはどうかというようなことが書かれています。これに関してどのようにお考えか。

○議長(高橋 守君) 教育長。

○教育長(篠原正男君) 先ほど町長の答弁にございましたとおり、検査体制につきましては学校給食センター、そして幼児センターの担当職員を含めて鋭意現在検討中でございますし、さらにたしか5月21日付かと思いますが、ちょっと日にちはあれですけれども、複数の町民の方からの要望事項がございました。それらに関しましては、今現在担当で整理をし、回答に向けての準備をしているところでございます。ただ、私どもといたしましては常に学校給食センター、幼児センターを含め食材の安心、安全と、さらには信頼を得る学校給食、それから幼児センターの給食の提供にこれまで以上に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) この際、午後1時まで休憩したいと思います。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

三谷典久議員。

○5番(三谷典久君) 引き続き質問いたします。

3番目の項目は、中央倉庫群再生事業についてであります。

1、中央倉庫群の再生事業が今後のニセコ町に財政的、観光戦略上、また町民生活に影響を及ぼす可能性があると思います。「もっと知りたいことしの仕事」の中で、昨年度に策定した基本設計に基づき、倉庫の耐震性調査などを行うとなっておりますが、この中の昨年度に策定した基本設計とは何か。

2、現在までこの事業の進捗状況として、昨年度から今年度にかけての議論によって基本構想の方針はどうなっているか。

3、まだ具体案が決まっていない中、倉庫の耐震調査を行うのはなぜか。

以上、お伺いいたします。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) ただいまの中央倉庫群の再生についてお答えを申し上げます。

1点目のご質問ですが、JA、ようてい農協は中央倉庫7トンの使用を終了することを検討していることから、ニセコ町が将来既存倉庫の再活用を図るため、取得したいと考えております。このため昨年国の事業である社会資本整備交付金事業を導入し、中央倉庫群再活用基本設計をプロポーザル方式により事業者が発注しております。基本設計の作業内容として、中央倉庫群の建物と中央地区周辺の現況調査、分析作業を行っております。また、アンケートの実施や検討会4回、意見交換会4回などを開催し、具体的な倉庫群のコンセプトやプログラムなど再活用の方向性について基本設計を策定しております。

次に、2点目のご質問ですが、昨年策定した基本設計をもとにより具体的な活用内容をさらに検討した中で、中央倉庫群活用の公設や民営による仕組みづくりや民間主体による民間資金の導入も含めて現在検討を進めている状況でございます。

3点目のご質問ですが、基本設計の策定結果からさまざまな活用事例や方向性が示された中で、より具体的な利用の用途を決める前にそもそも使える倉庫であるかどうか、不特定多数の人が利用することができる建物なのかどうかの調査しておくものであります。このため今回倉庫の劣化、耐震調査を実施するものでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○5番(三谷典久君) そうすると、これは1つお聞きしたいのですけれども、ホームページだとかことしの仕事を読むと中央倉庫群の再生事業はもう既に決まっています、それを具体化を検討しているというふうにとれるのですけれども、町民の中には難しい事業ということでかなり心配している声もあります。そういう中でこれ今進めていることは、事業の可能性の検討ではなくて、もう既に事業は決まったということで進めていることなのでしょうか。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) この中央倉庫群自体を何度もこれまで申し上げてまいりますが、別な財産として全く私たちの手の届かないところに行かないように町で取得をしたい。そのために具体的に何に使うかということのめどをつけておきたい。具体的に動けるものであれば、そういう例えば公的資金の投入も多少あるのかもしれないし、私たちは基本的に民主導であの地区が開発されればよいというふうに思っていますので、それらのいろんな知見を集めて絵をかく作業を今やっているということでありま。並行して中央倉庫群を初めSLの転車台もありますので、この地域を今町としても大事に将来に向けて動かしていきたいということを民のそういった思いのある皆さんにも情報発信しておりますので、その中から民間で、その倉庫はうちでこういうふうに使いたい、これならニセコに合うねという情報を得ながら開発ができればいいなというレベルのところでもあります。ここにこれだけのお金を投入して何かをやるということを意思決定したということは全くございません。

以上でございます。

○5番(三谷典久君) 結局は、ここの今回の事業の資料を見ますと色々な糸が絡み合っているような気がするのです。1つは、倉庫群というのが建築上は非常に重要だとか、それから地域の駅前という歴史的なものだとか、そういったものでもって倉庫群を残したいという気持ちが酌み取れること、それからあと駅前の地域の再生という部分も酌み取れます。それに絡んでくると、今度は倉庫群をどう利用するかと。観光に向けるのか、町民に向けるのかと。あるいは、そうすると今度はニセコ町全体での位置づけということが出てくると思うのです。私が言いたいのは、そもそも倉庫群を残すか残さないかという前提の部分の議論はどれだけされているのかということをお聞きしたいわけです。初めからもう残すことを決めていて進めているのであれば、ちょっと手続上問題があるのではないかと思うわけです。そこをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 手続上といいますが全部基本的に公開の会議で、議会にも何度かご説明させていただいていると思いますし、閉じられた中で何かやっているということは一切ありません。そういう面では、民主主義的な手続に沿って今活用も含めた絵をかいているということでもありますので、今回

耐震調査をやるのもそもそも倉庫が使えるのですかということの調査を行って、全部の倉庫を残すとか残さないとかいうことを決定したことは一度もありませんし、もし決定するのであれば当然議会の議決なり予算措置も必要だというふうに思いますので、そういったいろんな知見を集めて今絵をかいていると。ニセコ町の将来の中央倉庫群の可能性についてみんなでやりましょうということなので、それで昨年イベントをやったり、この価値を町民の皆さんで共有をして、例えば何かをつくるのか、つくらないのかと。そういうことも含めて絵をかこうということで今現在進めているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 次。

○5番(三谷典久君) 最後の質問です。最後は、泊原発問題です。6月19日の道新の大飯原発再稼働に関する首長調査について、町長の意見は大いに賛同するところだなと思って読んでおりました。この中で安全と言い切れないうちの判断は理解できないと述べておられますが、安全について具体的に何を理解できないのか。

また、4月21日の道新の泊原発の再稼働管内全首長調査で、福島原発事故を検証し、原発が安全という根拠を住民に示すべきとの意見についてどんな検証が必要なのか、また何をもちいて安全と考えるのか。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) まず、前段のご質問についてでございますが、理解できないという点につきましては福島事故の検証が十分に終わっていない中で、なぜ政府が安全として大飯発電所の再稼働を判断したのか、そういう政府の判断そのものが私には理解ができない、納得がいかないということでございます。

また、後段のご質問の福島事故の検証や安全性の判断については、町として私がお答えできるレベルの問題ではないと思っております。当然ながら原子力政策は、これまで推し進めてきた国において国民が納得いくまで問題解決に取り組むべきことであり、それが現在全く不十分であるというふうに私は思っておりますので、引き続き私の立場からそれらのことも訴えてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○5番(三谷典久君) それでは、泊原発に関しての2つの問題について、安全性の観点からどうふうにかえるかをお伺いしたいと思います。

1つは、泊原発周辺の活断層の問題、それから2つ目は今回大飯原発再稼働に当たっての安全に関する判断基準、30項目あるのですけれども、その技術対策において対策が立案のみで実施が先送りされるという問題があります。これを泊に当てはめると、ベントフィルターの設置、これは設置時期は未定であるということが泊では言われています。それから、免震重要棟の設置、これが2015年の完成だという予定だそうです。この2つの問題をどういうふうに安全の観点から見るか。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 昨年から指摘されております活断層の問題については、そういった疑義があれば調べるのが当然ではないかというふうに私は思っています。

それから、大飯原発に関して判断基準が総理みずから暫定的と言っているのです。そもそも住民の命と暮らしにかかわるものが暫定という表現の中で決まっていのかということに強い疑問を持っております。泊に関しましては、今議員がおっしゃられたことも含めて町村会の中でも要請活動を行っておりますので、今後北電において、あるいは北海道において適正な判断がなされるよう期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 三谷議員。

○5番(三谷典久君) 大飯原発に関しての再稼働の意見というのは新聞でお読みしたのですけれども、かなり明確に再稼働に対して異議を申し立てているように思うのですけれども、これをやっぱり泊原発に適用して、同じような意見であるのだろうと私は推測したのですけれども、そうではないということになるのでしょうか。大飯原発に関してはあのような意見であっても、泊に関して同じようにこれから再稼働の問題が出てくると思うのですけれども、状況はほとんど同じ状況の中にあるわけです。福島事故検証だってまだまだ終わらないはずで、10年以上かかるかもしれない。そういう中で恐らく再稼働は近々の問題になってくる中で、まずこの問題に関しては福島に関しては検証は終わっていないであろう。そして、先ほどの泊に関しての安全に関しての面も恐らくそれは同じように問題として出てくると思う。そうすると、全く大飯原発の状況と泊の状況は同じなわけです。そうすると、当然結論としても同じような大飯原発に対して述べた町長の意見は、この泊に関しての再稼働が行われる場合に同じような意見として出てくるのだと思っているのですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 泊原発につきましては、今再稼働が具体的にいつ動くとか、北電さんがやられている安全対策についてここをクリアしたら稼働するとか、具体的な話は出ていないというふうに承知をしていますし、北海道の高橋はるみ知事自身が再稼働を議論する段階ではないというふうにそもそ

も言っておりますので、私は後志町村会の中でいろんな危機感含めて安全に対して本当に熟慮をしている町村長がみんなで後志町村会としていろんな活動や要請活動を行っておりますので、引き続きその中でこの地域全体の安全がどうあるべきかという議論をしながら、泊の対策については判断をしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) これにて一般質問を終了いたします。

◎日程第6 議案第1号

○議長(高橋 守君) 日程第6、議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(高橋 守君) 日程第7、議案第2号 指定管理者の指定について(ニセコ町アンヌプリ森林公園)の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 指定管理者の指定について(ニセコ町アンヌプリ森林公園)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(高橋 守君) 日程第8、議案第3号 ニセコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号 二セコ町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長(高橋 守君) 日程第9、議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長(高橋 守君) 日程第10、議案第5号 住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

三谷議員。

○5番(三谷典久君) 外国人の場合に基本的には入管法がもとになって入ってくるはずなのですが、非正規の方もおられると聞いているのですが、その場合に住民サービスというのが恐らくされていると思うのですが、今ニセコにいる外人の方でそういう非正規の方というのがいるのかどうか、その方がこれからこういうような法律が変わることによって住民サービスとか、そういったものはどのように確保されるのかどうか。

○議長(高橋 守君) 町民生活課長。

○町民生活課長(中塚寿昌君) 今のご質問ですけれども、非正規の方ということはいわゆる住民登録されていないという方だというふうに思いますけれども、通常今までは外国人登録制度になっておりまして、ニセコ町に住民登録されている以外の方についてのことはわかりませんので、ちょっとその辺は判断できませんが、今後はすべての外国人といいますか、外国人登録制度が廃止されまして今度住民票作成となりますので、今まで外国人登録というのと住民というのと分けておりましたけれども、今後はニセコ町に住まわれる方はニセコ町の住民となりますので、住民に対するサービスというものはすべて受けられる形になるということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) よろしいですか。

○5番(三谷典久君) はい。

○議長(高橋 守君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号 住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長(高橋 守君) 日程第 11、議案第6号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号 職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長(高橋 守君) 日程第12、議案第7号 町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号 町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長(高橋 守君) 日程第 13、議案第8号 ニセコ町たびいく推進委員会設置条例の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号 ニセコ町たびいく推進委員会設置条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長(高橋 守君) 日程第 14、議案第9号 ニセコ町公民館設置条例を廃止する等の条例の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号 ニセコ町公民館設置条例を廃止する等の条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長(高橋 守君) 日程第 15、議案第 10 号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 10 号 ニセコ町水道事業条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長(高橋 守君) 日程第16、議案第11号 平成24年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題といたします。

質疑ありませんか。

4番、渡辺議員。

○4番(渡辺富雄君) 17ページの役務費の説明では防災ラジオですか、のいわゆる25カ所で、そして10万円と言いましたですね。これは、いわゆる難聴地域に対するアンテナというふうに私伺ったのですが、先日のラジオニセコの緊急放送ですか、あれのことが道新に出ておりましたけれども、町の真ん中の給食センターと中学校が何か鳴らなかったというようなことが出ておりました。それと25カ所の関連でございますけれども、この25カ所というのはこれ全部がやっぱり緊急放送がなかったのかどうか、それからこれはいわゆる調査をした結果、こういうふうな予算が必要ということになったのかどうかをまず聞いておきたいというふうに思います。

それから、19ページのデマンドバスの関係なのですが、これは説明資料によりますと結局補助金に対応するということになりますね。補助金ということになりますと、この計算の方法がいわゆる事業者の収入、総経費から事業者の総収入を引いた残りを補助するのだということになるとと思いますが、そうするとこれは毎年補助金額というのは変わってくる可能性があるというふうにと思いますが、その辺はどういうふうになっているのか。

それと、今回採算をやはりシステムを導入するに当たって何か業者との協議の上でシステムの金額を決めたというような説明資料がありますけれども、これらについてどのようにになっているか説明をお願いしたいと思います。

○議長(高橋 守君) 企画環境課長。

○企画環境課長(千葉敬貴君) まず、役務費の関係でございますけれども、ラジオニセコの関係でございます。外部アンテナの設置ということで、1セット10万円の25件ということで250万円の補正を今回見させていただきました。今回副町長からさきに説明あったとおり、3月、23年度末までにそれらの難聴対策ができなかったということで、23年度予算につきましては減額させていただいたのですが、それで24年度からこの難聴対策を本格的に進めるということで、基数については一応概算という形の中で25件見させていただきました。それと、先ほど難聴で聞くことができなかったという施設でございますけれども、公共施設につきましてはニセコ中学校、それから給食センターにつきましてはあの場所

で全く電波の受信状態が悪くて入らない状態でございます。そのほか把握しているところで難聴地域となっているのは、望羊団地E棟 12 戸、それからコーポ有島A、B棟 48 戸、それからのぞみ団地の1号棟、2号棟、3号棟、これらが難聴地域、それから本通団地1号棟も難聴地域となっております。昨年度全額難聴対策の経費を通しておりますので、今回概算ではございましたけれども、25 件分を新たに計上させていただいたところでございます。

それから、続きましてデマンドバスのほうでございますけれども、先ほど議員からありましたとおり総経費から収入の分を差し引いた中で、その差額について補助金として支出するものでございます。それで、ことしの 10 月から新しく始まるものでございますけれども、先ほど議員からありましたとおり毎年その差額が変わってくる可能性はあるわけでございますけれども、新しく決まった事業者のほうにおきましてもPR等をしていただきまして、なるべくたくさん乗っていただくことで平準化を図っていきなと。ですから、毎年変わる要素はあるわけでございますけれども、なるべく少なくなるような平準化を図っていきなというふうに思っているところでございます。

それと、システムの関係でございますけれども、システムの内容につきましては約 944 万円ということで見えておりますけれども、この金額につきましてはタイプがあって、その中でニセコ町の中で一番時間差がなく素早く対応できるシステムということで、業者のほうから見積もりをとったものでございまして、それらを一番いい形の中で運行していけるようなシステムを提案していきたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長(高橋 守君) 副町長。

○副町長(北澤 剛君) 済みません。補足で説明させていただきますと、今お話あったようにFMの難聴対策のほうですけれども、昨年度の予算で見ている部分、それから当初予算で見ている部分があってちょっと複雑になっているのですけれども、昨年度で見ている部分は落としていますので、当初予算でも屋外アンテナ立てるための手数料 50 万円というのがまずありまして、それも使わせていただきたいと思っています。そのほかに今渡辺議員からありました外部アンテナ 250 万円、それから室内用のアンテナということで消耗品の 15 万 8,000 円も計上しております。プラス調査費ということで 14 万 7,000 円を計上しております。これというのは、今ちょっと幾つかの具体的な施設ありましたけれども、難聴の状況がいろいろありまして、西富地区なんかでも地区として幾つか住宅入らないところありまして、ほかの地区でも各戸別の一戸建てでも入らないところがあります。公共施設とか町営住宅でまた入らないという状況がありまして、入らない状況の差、それから対応の差というのがあります。今の 250 万円、ご質問の件については、全体的な町営住宅全体として、例えば共聴アンテナを立てるような対応をする

ような部分とは別に一般的な難聴世帯に対しての対応のものでありまして、調査委託料 14 万 7,000 円 かけまして、まず特に町営住宅全体入らないというところについてどういう対応ができるか、どのような 状況かというのを調べて、その後に早急にまた別の補正予算をお願いしたいと思っておりますので、よ ろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) 渡辺議員。

○4番(渡辺富雄君) 大体わかったのですが、今の状況で問題はアンテナの関係ですね、難聴地域 の。これは、今聞くと相当いろんな地域でもって難聴だということですので、今後恐らくまたふえてくるの ではないかなというふうに思いますが、それではもっと基本的に例えば今のあそこの大きなアンテナと いうか、基本になるアンテナですとか、そういうものについては大丈夫なのかと、心配するのは。本当に 容量というのか、そのアンテナで全町に聞こえているのかどうかと。その辺の検討はしなくてもいいの かどうか。する必要はあるということであれば、この際はっきり言っておいてもらったほうがいいのか はないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長(高橋 守君) 副町長。

○副町長(北澤 剛君) FMの電波の状況については、まずは開局に当たって申請しておりますけれ ども、その中でも町内一円に入ると。そういう位置のアンテナの位置にいたしましたし、そのような出力 にしております、実際町域を若干超えて届いている状況にあります。その後実際に発信したのは3月 末ですから、では実際どうなのだという事は今現在の受信状況だと思いますけれども、現在の段階で は発信する出力を上げて何か対応しなければいけないということはないものだと思いますけれども、そ ういったことも含めて特に堅牢な建物の場合、町営住宅の場合は入らないということありますの で、調査しまして、今の段階では受けるほうの対応で済むと思っておりますけれども、それでどうしよ うもないということがありましたら、発信する出力を上げるというのは特例になると思いますけれども、そ ういった必要があれば可能性は探っていかなければいけないものだと思います。

○4番(渡辺富雄君) 了解。

○議長(高橋 守君) 青羽議員。

○6番(青羽雄士君) 私からは、まず 19 ページ、デマンド関係と町民センター費、需用費。まず、町民 センターの需用費、修繕料で、たしか下足箱の設置というようなことで 24 万 4,000 円というふうにお聞 きしております。ただし、これは利用者からの要望だったのか、それとも実際今その中に入っている商 工会ですとか、あと社会福祉協議会ですとか、ああいったところ、実際入居されている方からの要望だ ったのか、その辺の確認。

それと、デマンドバスにつきましては、一応バス2台分というふうにお聞きしております。これ実際今度運行を10月からされるという予定の中で、利用者が多いというふうになってきて、2台では足りない。3台、4台必要ではないかなというような見直しをかけた場合、それに対しても補助をしていくつもりなのか、その辺を。またあと、逆に利用者が少ないというような問題が出てきた場合、デマンドという交通をある程度の期間で見直さなければならないとか、そういうことも考えておられるのか、もとの見直しでシャトルの位置づけにするとか、そういったことを考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長(高橋 守君) 町民生活課長。

○町民生活課長(中塚寿昌君) それでは、私のほうから町民センター費の修繕料の下足箱というか、お答えをしたいと思います。この4月1日から町民センターリニューアルオープンしまして、昨年約1年かけて改築を終えました。その中で新年度の予算も修繕料やら消耗品やらある程度の概算的な予算は見ておりましたが、4月1日から運営する中でやはり町民からの要望、それから運営する中でいろいろな問題点もありまして、この間約2カ月経過する中で多少足りないもの等も出ました。その中で今ご質問の下足箱につきましては、新しいリニューアルされた町民センター、商工会、それから社会福祉協議会、高齢者事業団と3団体の入居がされているわけですが、この3団体の中から前年新しいリニューアルされた建物が非常にきれいだという事もありますし、通常の一般の方々も土足のまま入るのですが、毎日掃除する関係もありまして、ぜひ一回下足を玄関に置いて、それからスリッパ等を活用してなるべく汚さないように使いたいのだということもありまして、急遽下足箱を設置することにいたしましたものでございます。基本的には、この3団体と協議して、3団体の要望もありまして、町と協議して決定したものでございます。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 企画環境課長。

○企画環境課長(千葉敬貴君) デマンドバスの台数の関係でございますけれども、今回10月から新しく始まるということで、2台という形の中で運行していけるというふうに計画しておりますので、この2台でまず進めていきたいなというふうに思っております。実際に10月以降運行していった中で検証もしなければいけないと思っておりますけれども、どうしても足りない、もう一台あればもう少しうまく動けるとい状況になれば、その部分につきましては例えば1台なのか2台なのか、それはちょっとわかりませんが、その中、追加する部分については最初の台数と同じように購入補助を出していくような感じになるというふうに思っております。

それから、今回デマンドバスということで始まりますけれども、検証をやっぱり毎年毎年していかなければならないと思っております。その中で見直しも当然必要な時期が来るのではないかとこのように思い

ますけれども、そういうときには見直しをして、どのような方策に、運行形態にしていくか、それも含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 青羽議員。

○6番(青羽雄士君) 今のデマンドの見直しということ、検証をしなければならないというのはわかったのですけれども、一定の期間、例えば3年なら3年、5年なら5年で、それで継続するとか、こういう利用状況であればもとに戻すとか、正直言いまして今のこの2台の状況で今までのふれあいシャトルバスと大体年間総経費で同じ程度というように伺っております。これが3台、4台と利用者がいるからふやすくなれば、また町のそういった経費が負担がふえるという形になる中で、それであればでは今までのふれあいのままでいいのではないかとか、そういったことにもなってくるのではないかと思いますので、やはりきっちりとした検証期間を設けてそこで判断するとかということが必要になると思われるのですが、どうでしょうか。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) このふれあいシャトルにつきましては、いろんな全国の事例等を見ますとニセコ町の適正規模としては3台要ると。そして、3台があつて大体そのくらいの利用は図られるという調査結果が出ておりますが、小さく産んで大きく育てたいと。2台でとりあえず動かしてみても、本当に足りない実態であれば、それは使用料も当然上がっていくわけですので、当初ニセコだったら3台要るよねという状況に持っていければいいかなと。ただ、利用がさほどほかのところから見て需要がないようであれば2台のままで当面運行していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) よろしいですか。

○6番(青羽雄士君) はい。

○議長(高橋 守君) 成瀬議員。

○8番(成瀬勝弘君) 23 ページ、3目の農業振興費、19 節の負担金補助及び交付金の中での詳しく説明があつたと思っておりますが、最近どうも耳の調子が年齢とともに悪くなりまして、聞き漏らしたのかなと、このように思っておりますけれども、新規作物及び新栽培技術導入チャレンジ事業補助、パラソライー5台、2分の1補助と、こういうことでございますけれども、新規作物というものはどういうものか、新栽培技術というものはどういうものか、もう少し詳しく説明をいただきたいと、このように思います。

○議長(高橋 守君) 農政課長。

○農政課長(吉村伸朗君) 23 ページ、新規作物、それから新栽培技術導入チャレンジ事業のご説明を申し上げます。

昨年から要綱化して、既に当初予算で見ていたものが新規作物ではブロッコリー、3年目の移植機の補助金2分の1、それから新規栽培技術としてはホワイトアスパラガスの遮光栽培の補助金2分の1、これも当初予算で見ておりました。今回新たに補正いたしましたのは、パラソイラーという土壤踏圧を改善するトラクターつけて引っ張って歩く作業機なのですけれども、これが新たな土壤踏圧を改善する機械として注目されているということで、冬にかけて普及所の講習会等でいろいろ普及されてきたものなのですけれども、それが今回ニセコ町内でも有効なものとして新たに導入希望がありましたので、今回5台、110万円の550万円ですか、2分の1を見ております。新規作物の基準といたしますか、ですけれども、これまでにニセコ町として販売用に一般に栽培されていなかったものを新たに栽培して販売する場合には新規作物ということで、3年間の補助も認めますよというようなこと、あと技術に関してもこれまで販売用として用いられていなかった技術の中で新たな営農技術につながるものについては選択した上でこれを認めていきたいと思います、そういったことで運用させていただいております。

以上です。

○議長(高橋 守君) 成瀬議員。

○8番(成瀬勝弘君) この事業については、要するにそういう組織があって、早く言うと普及所からこういうことについてはパラソイラーですか、こういうものが必要だろうと。効率よく作業もできるのだということなのか、早く言えば団体、組織みたいなものがある、そこから要望があったのか。それと、もう一つは、こういうこと今後出てくると思います。それは、早く言うと理解すればこの補助事業にのせると、こういうことですか。それを確認しておきたいとします。

○議長(高橋 守君) 農政課長。

○農政課長(吉村伸朗君) この機械についての要望先は、青果生産組合の紹介等で研修を行った結果、ブロッコリーの生産者組織が南幌町のほうへ視察に伺っております。その折ニプロの北海道機械工場の視察をしてきて、そこで研修を受けた上、現地に予備機を借りて、川北の農家の方々が実際に現地試験をした結果、有効なものであるということで、農家の有志の方14戸でしたか、まとまって導入の希望が上がってきたというような内容になってございます。それから、制度化しておりますので、議員おっしゃるとおり今後適切なものは補助要請として上がってくればぜひ補助して、営農の活性化のために役立てていきたいということでございます。

以上です。

○8番(成瀬勝弘君) 了解。

○議長(高橋 守君) 齊藤議員。

○2番(齊藤うめ子君) 済みません。ページ数ちょっとわからない。町民センターのところ、何ページになりましたか。ちょっと済みません、見つけれられていないのですけれども。ごめんなさい。申しわけありません。

(「19」の声あり)

19 ページですか。19 ページの町民センター費なのです。これ補正で備品購入費とか、いろいろとあるのですけれども、修繕料のところ、当然この町民センターの大ホールがありますね。前回6月20日にこれを説明されたときに、大ホール、こういう立派なホールができたので、音楽会とか、いろんなことがこれから盛んにできるというご説明だったと思いますけれども、私は何人かの方が当然かと思っていたところがあって、音響、あそこで音楽だとか、これから10月にはオーストリアのピアニストが来たり、公演するとか、いろんなことが、もちろん講演もありますけれども、そういう音楽の会とか、国際的なことも開かれると思うのです。そしてまた、講演にしても音響がいいと聞き取りやすいとか、いろんなことがあるのですけれども、残念ながら音響効果がないのです。町民センターとしては、町の中にはああいう施設というのはあそこの大ホールしかないものですから、音響についてぜひこれまた検討というか、今から工事をし直すとか修繕というの大変なのですけれども、いろんなことがあるのです。

(何事か声あり)

町民センター費です、全般的の。修繕料に絡んで、こういうふうにしていただきたいと。予算修正なので、予算の追加なのですけれども、そういうことも検討していただきたいという、この費用の中で。ぜひしていただきたいと思っているのですけれども。

○議長(高橋 守君) 町民生活課長。

○町民生活課長(中塚寿昌君) 今回の補正予算については、先ほども一部説明したとおり4月1日からリニューアルオープンいたしましたということで、多少運営してみないとなかなかわからない部分があって補正させていただきましたが、これ満度でございませぬので、ある程度財政的なこともありまして、一部要求をしつつも先送りした部分がありますけれども、全体的には町民センターの運営、整備について当初予算で処置しておりました部分から管理者からの意見に柔軟に対応しながら改善に努めているのですけれども、多少不備があったということでこの予算計上させていただきました。まだまだ足りない部分があると思いますので、今後においても町民等の要望もあるかと思っております。その都度いろいろ協議して、補正なり対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

○議長(高橋 守君) 副町長。

○副町長(北澤 剛君) あと、音響についてなのですからけれども、議員がどの部分を言われているのかは定かではないのですけれども、一般的な音響ということではいいますと、今回町民センターのリニューアルした際には齊藤議員もご存じのように壁もすべて変えていますので、その際には音響に十分配慮をした設計の施工をしておるといふふうに認識しておりますが、さらにこういったものが必要ではないのかということであれば具体的にまたご議論いただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 齊藤議員、一般質問ではないので、簡潔にお願いします。

○2番(齊藤うめ子君) 今副町長がおっしゃった、音響効果も配慮してと今おっしゃったと思うのですが、その関係者に聞いてみたら、私も専門でも何でもないので、よくわからないのですけれども、音楽会とかやっているときに音が全然響かないという事実があるのです。それで……

○議長(高橋 守君) ちょっと修繕料に関してですよ。

○2番(齊藤うめ子君) でも、これも修繕も兼ねていると思います。では、どこでどういうふうにしたらよろしいのですか。

○議長(高橋 守君) 一般質問でやってください。

○2番(齊藤うめ子君) 一般質問ですか。

○議長(高橋 守君) これ修繕料に関しての。一般質問ではないので。

○2番(齊藤うめ子君) そうですか。わかりました。では、副町長もいろいろと答えてくださいましたので、わかりました。

○議長(高橋 守君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 11 号 平成 24 年度二セコ町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第12号

○議長(高橋 守君) 日程第17、議案第12号 平成24年度二セコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第12号 平成24年度二セコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号

○議長(高橋 守君) 日程第18、議案第13号 平成24年度二セコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 13 号 平成 24 年度二セコ町公共下水道事業特別会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 14 号

○議長(高橋 守君) 日程第 19、議案第 14 号 平成 24 年度二セコ町一般会計補正予算の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

副町長、北澤剛君。

○副町長(北澤 剛君) それでは、よろしく申し上げます。日程第 19、議案第 14 号 平成 24 年度二セコ町一般会計補正予算、追加についてでございます。

新たに配られております議案をごらんいただきたいと思います。この議案、6月補正予算を編成しました後に生じた事象で、早急に対応する必要があるという予算について2件計上してございます。

それでは、議案読み上げます。議案第 14 号 平成 24 年度二セコ町一般会計補正予算。

平成 24 年度二セコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 149 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 7,231 万 8,000 円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成 24 年6月 25 日提出、ニセコ町長、片山健也。

おめくりいただきまして、2ページ、3ページ、第1表、歳入歳出予算補正でございます。

おめくりいただきまして、4ページ、5ページお進みください。補正事項別明細書でございます。5ページ、歳出の記載のとおり、補正額 149 万 2,000 円は全額一般財源でございます。

それでは、歳出まいります。7ページお開きください。2款総務費、1項総務管理費、6目企画費におきまして町民から成ります「活かそうホントの憲法の力」実行委員会より7月 14 日実施予定の弁護士、西村弘美氏による憲法に関する講演会について支援の依頼がございまして、講師謝礼、チラシ折り込み料など必要な経費 12 万 5,000 円の補正計上でございます。

おめくりいただきまして、8ページでございます。10 款教育費、4項高等学校費、3目教育振興費において教育行政報告でも過日ございましたけれども、6月 16、17 日開催の北海道定時制通信制体育大会の結果によりまして、バレーボール男子、卓球女子団体、卓球の個人3名、バドミントンの個人1名が東京都と神奈川県で開催される全国大会に出場することになりまして、補助基準でございますので、これに従って選手及び引率教員が参加するための旅費、参加料などの経費を補助するということにいたしまして 136 万 7,000 円の計上でございます。

最後に、歳入の説明でございます。6ページにお戻りください。19 款繰越金、1項繰越金、1目繰越金ということで、歳入歳出予算の収支の均衡を図るため 149 万 2,000 円の増額補正でございまして、補正後の予算額、記載のとおり 6,701 万 3,000 円ということでございます。

議案第 14 号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長(高橋 守君) この際、午後2時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時15分

○議長(高橋 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

竹内議員。

○7番(竹内正貴君) 7ページのまちづくり講演会事業補助ということで、今回12万5,000円が出ております。何か「活かそうホントの憲法の力」実行委員会ということで予定されているようですが、まちづくり懇談会、講演会や何か、これらについては年間通して大体今までは予定が組まれていたと思うのです。それが今ここで急に補正で飛び込んできたということに対しての何かあったのかなと思いますので、まずそこからちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(高橋 守君) 企画環境課長。

○企画環境課長(千葉敬貴君) 今回ですけれども、ニセコ町民センターの改修記念催事という名目で今回憲法講演会を町民有志の方、実行委員会となって企画されました。それで、今回町民が憲法を考える上で影響が大きいなということで、この事業をまちづくり講演会事業として位置づけて、今回かかる開催経費について補助することにしたものでございます。それと、その日程なのですけれども、先ほど副町長からありましたけれども、開催が7月14日と内部で決定したということでございまして、今回の定例議会に出なければ間に合わないということもありましたので、追加で提出させていただいたところでございます。

以上です。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 当初でまちづくり講演会大体30万円から50万円ぐらいの範囲で、ある程度一定程度講師を呼んでと今まで見ていたのですが、それが今回当初で全く見ていないものですから、見させていただいたということと、内容が憲法に係る勉強会やりたいということなものですから、私は憲法を暮らしに生かす町政運営ということでありますので、今回そういう当初住民の皆さんから町で主催してやってくれということを言われたのですが、過去に古い時代、ご承知のとおり300万円前後教育委員会の生涯学習で生涯学習講演会という連続講座みたいのをずっと持っておりまして、それについてはもう町がやる時代ではないということで、当時NPOのまちづくりフォーラムというところをお願いをして、だんだん予算150万円ぐらいまで落としながらお願いをしてきたわけでありまして、それらもNPO自身も忙しいということで今なくなってしまったわけでありまして。これらにつきまして連続してある程度やれないかということで、今後制度としてこういうものをきちっと年間通して位置づけられるような検討はしてまいりたいと思います。今回は、たまたま住民の皆さんが自主的にやりたいということなので、できればそういう住民の自主的な活動をこれから町が応援すると。住民の皆さんが考えて、それぞれのグループが講演会やっていただくという方向の位置づけでこういうのを制度化していきたいというように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) 竹内議員。

○7番(竹内正貴君) 今町長のほうからお話は大体はわかったのですけれども、ということであるならば今までの中においても住民の方の中でグループを組んで、少なからずお金を集めて用立ててやっていた団体も何カ所かあったと思うのです。そういう人たちにも今後は門戸を開くということでの考え方でよろしいのですね。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) いろいろなまちづくりですとか、町の政策にかかわる公共的なもの、それについてはこれまでも応援をしてきましたし、これからも応援したいと思います。ただ、趣味のグループの、いわゆる自分たちの志向する趣味であるとか、それがやっぱり町全体の公共課題、不特定多数に影響ないものについては、これまでどおりそれぞれの趣味のグループでやっていただくという整理をしていきたい。ただ、それは今まで制度としてがちっとしたものはなかったものですから、それについてはこれからきちっと制度化をして表に出してやる形をとっていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○議長(高橋 守君) よろしいですか。

○7番(竹内正貴君) はい。

○議長(高橋 守君) 4番、渡辺議員。

○4番(渡辺富雄君) ちょっと私も今の件についてお聞きしておきたいのですけれども、今回この組織というのは前からある組織なのかどうか。それと、公共的なことについては今後も応援したいということですので、今これをやる組織と別な組織ができてこういうことをやりたいと。これは、もう公共的なものでまちづくり講演会に該当するのではないかという場合は、町もこういう補助金を今後も出していくという考え方なのかどうか伺いたと思います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) 基本的には、町政全般にかかわること、そして町民の皆さんにとって有用な人材育成を、あるいはまちづくりというものについては引き続き応援をしたいというように思っています。ただ、そこはやっぱり先ほど言いましたように規模が小さくてグループの仲間内のものであるとか、あるいは町政全般に影響しない、公共課題に該当しないようなもの、それについてはやはり選別をせざるを得ないのではないかと、そのように思っております。それから、この団体の中身につきましては、担当課長のほうからご説明申し上げます。

○議長(高橋 守君) 企画環境課長。

○企画環境課長(千葉敬貴君) この団体ですけれども、個人13名ということで、いろんな方がいらっしゃる団体として、今回この開催に当たりまして皆さんが集まったという内容のものでございます。

以上です。

○議長(高橋 守君) 渡辺議員。

○4番(渡辺富雄君) わかりました。皆さんが集まったというのですけれども、その組織は今回初めてできたものなのか、前からある組織なのか、それから代表者の方というのはどなたなのか、もし公開できるのであればしてください。

○議長(高橋 守君) 企画環境課長。

○企画環境課長(千葉敬貴君) 昔からある団体ではなくて、今回集まった団体でございます。団体の代表者でございますけれども、今回名称が「活かそうホントの憲法の力」実行委員会ということで、代表につきましては片岡文昭さんでございます。

○議長(高橋 守君) よろしいですか。

○4番(渡辺富雄君) はい。

○議長(高橋 守君) 青羽議員。

○6番(青羽雄士君) 私からも今の件について確認をさせてください。この12万5,000円の補助、町ではまちづくりサポート事業というようなもので40万円たしか補助していると思います。そのまちづくりサポート事業に追加補助ということなのか、そうでないのか、それもちょっと確認お願いいたします。

○議長(高橋 守君) 企画環境課長。

○企画環境課長(千葉敬貴君) 今のご質問ですけれども、まちづくりサポート事業ではなくて、まちづくり講演会としてのまちづくりの活動支援事業ということで計上するものでございます。

○議長(高橋 守君) 青羽議員。

○6番(青羽雄士君) それであれば、今まであるまちづくりサポート事業、そこでまちづくり検討何だか委員会とかとありますよね。そののところに掛けて、これは事業にふさわしいから、そこからお金を出しましょうとかというのであれば私も理解できるのですけれども、そうでない形でこれを新たに補正を組むという理由がわからないのです。そこで何かあるのだったら、お答え願いたいと思います。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) これにつきましては、4月の早い段階で、できれば憲法記念日に合わせて町で憲法の講演会をしてほしいという依頼が複数の皆さんから要望として寄せられまして、これからは新しい公共という概念も広く出ている時代なので、町が何でもかんでも主催する時代ではないと。町民の皆さんの中で有志を募って、それなりのものをやれば町が応援すると。町はサポートに回る時代ではない

かというご説明をさせていただいて、それで実行委員会をつくっていただいて、今回に至ったという経緯でございます。まちづくりサポート事業自体は、一定額の補助金を各種のいろんなイベントをやる場合についてはお出しますということで規定する団体で、私どもの役割としてはまちづくりの基本的な講演会の制度をつくりたいと。その前段で今回こういうものを認めて出していきたいと。今後につきましては、制度化をして表に出す中で、必要なものについては100%出そうと。それがまちづくり、人材育成の基本になるのではないかとこのように考えておりました、サポート事業につきましてはあくまでもいろんなイベントを幅広くやるものについてこれまで出してきておりますので、それはそれとして出していきたく、そんなふうに今考えているところでございます。

○議長(高橋 守君) 青羽議員。

○6番(青羽雄士君) それであるのであれば、どうして前回の定例会の初日のときに補正でも上がってくるのであればわかるのですけれども、最終日にまた補正を上げてくるということがちょっと理解できないのです。その辺はなぜなのでしょう。

○議長(高橋 守君) 町長。

○町長(片山健也君) その点につきましては、本当に申しわけないと思っております。当初予算に上げているというふうに私は理解をしておりました進んでおりましたが、今回こういうふうに行って初めて落ちているというのがわかったものですから、それは私の指示不足でありまして、おわびを申し上げます。本来は当初に上げるべきものを上げていなかったということで、おわび申し上げます。済みません。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 守君) ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第 14 号 平成 24 年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 意見案第1号

○議長(高橋 守君) 日程第 20、意見案第 1 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

竹内正貴君。

○7番(竹内正貴君) それでは、意見案第 1 号の提案説明をさせていただきます。

意見案第 1 号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の件につきましては、北海道森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会の要請に基づき、趣旨に賛同する私竹内が提出者となり、産業建設常任委員の鎌田議員、成瀬議員が賛成者となって、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各関係大臣に対して地方自治法第 99 条の規定に基づく意見書を提出しようとするものであります。

それでは、意見書の趣旨を説明し、提案理由にかえさせていただきます。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、昨年以降、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっています。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続き経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進などにより、森林資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要です。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるように取り組むことが必要であります。

よって、国においては、下記記載の7項目について実現するよう強く要望するために、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

平成24年6月25日、北海道虻田郡ニセコ町議会議長、高橋守。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議員派遣の件について

○議長(高橋 守君) 日程第21、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。別紙記載のとおり、羊蹄山麓町村議会議運、常任委員長視察研修が実施されますので、これに出席することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては出席することに決しました。

◎日程第22 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(高橋 守君) 日程第 22、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第 74 条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程追加の議決

○議長(高橋 守君) 先ほど青羽雄士議員から意見案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件、意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件2件が提出されました。

この際、これら2件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思います。

まず、意見案第2号について日程に追加し、追加日程第 23 とし、議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

次に、意見案第3号について日程に追加し、追加日程第 24 とし、議題にすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、この際意見案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件、意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2013年

度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件、以上2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎日程第23 意見案第2号から日程第24 意見案第3号

○議長(高橋 守君) 日程第 23、意見案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件、日程第 24、意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

青羽雄士君。

○6番(青羽雄士君) 意見案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件、意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件2件につきましては、議員各位のご理解をいただき採択されました陳情第1号、2号で私青羽が提出者となり、各総務常任委員が賛成者となって、意見案第2号については北海道議会議長、北海道知事、北海道教育委員会委員長、教育長に対して、意見案第3号については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各関係大臣に対してそれぞれ地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出しようとするものです。

以下、意見書の趣旨を説明し、提案理由にかえさせていただきます。

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針」にもとづき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、全道では、現在までに19校が募集停止(または募集停止予定)、17校が再編・統合によって削減(または削減予定)されています。「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減現象が起きており、子どもの進学を機に地元を離れる家族の増加が地域の過疎化に拍車をかけ、産業や文化などに多大な影響を及ぼすなど、結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業者数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、子どもたち一人ひとり

を大切にして、潜在的な可能性を最大限に開花させるゆきとどいた教育を保障することが必要となっています。そのためには、地域の経済・産業・文化を展望した新たな「高校配置計画」、「高校教育制度」を創り出し、希望するすべての子どもにゆたかな教育を権利として保障していくことが大切であることから、下記記載の4項目について要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

平成24年6月25日、北海道虻田郡ニセコ町議会議長、高橋守。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書。

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保について国の責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。政府は「地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外」とすることを閣議決定されました。義務教育費国庫負担制度は地域主権を脅かすものではなく、むしろ地域主権を保障する制度であり、義務教育には必要不可欠なことから、この制度の堅持と「三位一体改革」で削減された負担率を1/2へ復元するなどの拡充が必要であります。

学校現場においては教職員の拡充は喫緊の課題となっており、子どもたちに行き届いた教育を保障するため、「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどの教材費などの保護者負担が存在しています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するためには、国による教育予算の拡充が必要であります。

これらのことから、国において義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、下記記載4項目について要望するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

平成24年6月25日、北海道虻田郡ニセコ町議会議長、高橋守。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(高橋 守君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見案第2号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第2号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより意見案第3号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級の実現」をめざす教職員定数改善、就学保障充実など、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(高橋 守君) 以上をもって今期定例会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これにて平成 24 年第6回ニセコ町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時42分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 守 (自 署)

署 名 議 員 三 谷 典 久 (自 署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (自 署)